

第16回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和7年9月8日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

ただいまから令和6年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会2日目を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

委員会初日に、副議長は地方自治法105条の規定により出席している旨を申し上げておりましたが、委員会において副議長は対象外ということですので、これまでどおり出席しておりますことを訂正して申し添えます。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、ただ単に事業の内容を問うものや事業そのものの是非を問うもの、数字のみを問うような質問はご遠慮願います。意見・要望、一般質問ではありません。予算審査でもなく、決算審査であることをご理解の上、質問で終わるよう質疑に当たってください。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあっては、複数の課にわたる決算に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いします。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たって、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようしてください。

暑い場合、上着を脱いでも構いません。適宜

対応願います。

改めて、委員各位と執行機関の皆さんとの議事進行に対するご協力をお願いします。

それでは、健康福祉課の審査を行います。健康福祉課が所管するのは、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、特別会計であります。健康福祉課は、一般会計のほかに特別会計も併せて審査します。特別会計については、国民健康保険税と介護保険料も関連があり、税務課職員も同席しますので、申し添えます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課、地域包括支援センターの決算審査、どうぞよろしくお願ひいたします。

健康福祉課が所管する会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計となります。

初めに、一般会計決算の概要について、抜粋した決算書に基づき歳出を中心に、令和6年度に新たに実施した事業など主なものについて説明させていただきます。

抜粋した決算書9ページ、10ページを御覧ください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費、24節積立金21万2,000円は、福祉対策基金に18万2,000円、医師養成対策基金に2万2,000円、医療従事者養成対策基金に8,000円をそれぞれ利子として積み立てたものです。

3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、1節報酬、民生委員推薦会委員報酬1万5,900円、8節旅費、費用弁償2,280円は、民生委員から任期途中での退任の申出があり、新たな委員を

推薦するために開催した民生委員推薦会に要した経費になります。

11ページ、12ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金、介護事業所等物価高騰対策支援給付金1,223万4,000円は、物価高騰に直面する介護、福祉、医療事業所等を対象に、サービス利用実績などに応じて給付金を給付することで事業者の負担を軽減し、安定した事業運営が維持できるよう助成した経費になります。

19節扶助費、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金2,710万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円、対象世帯に18歳以下の児童がいる場合、児童1人につき2万円を加算して給付する事業に要した経費になります。また、岩手県福祉灯油事業を活用して、冬期の経済的負担の軽減を図るため、灯油、電気代等の助成として1世帯当たり7,000円を合算して給付しております。物価高騰対策臨時特別給付金955万円は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する低所得者への支援のため、令和6年度に新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯当たり10万円、対象世帯に18歳以下の児童がいる場合、児童1人につき5万円を加算して給付する事業に要した経費となります。住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（繰越明許費）610万円は、物価高騰の影響を受ける生活者の負担軽減を図るため、低所得者への支援として令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する事業に要した経費になります。本事業は、臨時特別給付金の申請期限を令和6年4月30日と定めていたことから、令和5年度から令和6年度へ事業を一部繰り越して実施した事業になります。

13ページ、14ページを御覧ください。3目障害者福祉費、12節委託料、障害者台帳・障害福祉サービス管理システム改修業務委託料56万8,700円は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応するため、システム移行に係る調査、文字の標準化、データ移行等に要する業務を委託した経費になります。19節扶助費、軽度・中等度難聴者補聴器購入助成費12万6,464円は、聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度レベルの難聴者のコミュニケーションの支援、経済的負担の軽減を図るため、補聴器の購入経費の一部を助成した経費になります。

15ページ、16ページを御覧ください。2項1目児童福祉総務費、19節扶助費、低所得の子育て世帯に対する臨時特別給付金（繰越明許費）45万円は、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯への支援を図るため、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯等に対し、ひとり親世帯を除く18歳未満の子供がいる世帯に対し、子供1人につき5万円を給付した経費になります。本事業は、臨時特別給付金の申請期限を令和6年4月30日と定めていたことから、令和5年度から令和6年度へ事業を一部繰り越して実施した事業になります。

2目児童手当費、12節委託料、次のページ、児童手当システム改修業務委託料182万1,600円は、児童手当制度改正に伴い支給対象者が拡充等されることから、システムを改修した経費になります。

3目母子福祉費、12節委託料、医療費給付システム改修業務委託料37万9,500円は、妊産婦医療費給付事業について、令和6年8月から妊産婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、所得制限を撤廃し、全ての妊産婦を医療費給付事業の対象者としたことに伴い、医療費給付システムを改修した経費になります。

19ページ、20ページを御覧ください。4款1項1目、衛生費、保健衛生総務費、12節委託料、

出産・子育て応援ギフト支給業務委託料15万1,500円は、出産及び子育て応援給付金事業として、令和6年度は現金給付のほか、ウェブカタログから商品を選択できる仕組みが整い、応援ギフトを選択した際に要した経費になります。

18節負担金、補助及び交付金、がん患者医療用補整具購入費補助金2万円は、がん治療に伴い医療用ウィッグを必要とするがん患者の社会参加を促進し、療養生活を支援するため、医療用ウィッグの購入経費の一部を補助した経費になります。不妊治療費補助金9,922円は、不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成した経費になります。

21ページ、22ページを御覧ください。2目予防費、12節委託料、個別予防接種業務委託料1,047万7,028円は、従来の乳幼児等の予防接種に加え、令和6年度から高齢者の感染症の発症、重症化及び感染拡大を予防することを目的に新たに実施した事業、インフルエンザワクチン接種業務委託料156万4,640円、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料406万9,700円が含まれております。また、19節扶助費、個別予防接種費用助成9万6,745円にも、インフルエンザワクチン接種費用助成1,500円、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成1万600円が含まれております。同じく扶助費、インフルエンザワクチン接種助成費10万8,500円は、小学6年生までとしていた助成対象者を18歳まで拡充して実施した費用助成になります。

続いて、主要な事業の目的、概要及び実施状況につきましては、決算附属資料に記載しております。決算附属資料62ページを御覧ください。62ページから3款民生費を記載しております。新規事業は、68ページ下段に地域おこし協力隊招聘事業、74ページ上段に軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業、79ページ上段に軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業の内容を記載しております。

82ページを御覧ください。82ページ下段から

は、4款衛生費を記載しております。84ページ下段に不妊治療費助成事業、85ページ上段にがん患者医療用補整具購入費補助事業、90ページ下段に高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の内容を記載しております。

182ページを御覧ください。182ページからI、民生費関係になり、次のページ、(2)では介護事業所等物価高騰対策支援事業、(3)から次のページの(5)までは臨時特別給付金事業の内容を記載しております。

185ページを御覧ください。185ページの4では、子育て世帯への臨時特別給付金事業の内容を記載しており、186ページの中段からは、IIの保健衛生の関係を記載しておりますので、御覧ください。

一般会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

9から10ページ、質疑ありませんか。

普本委員。

3番 10ページの福祉対策基金積立金のことに関する質問いたします。

福祉対策基金ですが、決算意見書の35ページを見ると、福祉対策基金は、高齢化社会に対応した総合的な福祉活動と快適な生活環境整備の経費に充てるための基金となっていますが、具体的にはどんなことに使う想定で積み立てられているものか教えてください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 9ページ、10ページの福祉対策基金についてお答えいたします。

今委員さんがおっしゃったように、福祉対策基金は、高齢者社会に対応した総合的な福祉活動と快適な生活環境の整備に要する経費の財源

に充てることを目的に設置されております。福祉対策基金の使い道についてですが、令和2年度に町内の3か所の保育所に整備をしましたエアコンの設置工事費に充当したほか、令和2年度、3年度、5年度の3か年にわたり、にしあが愛児会への補助金の一部に充当して活用をしております。

委員長 普本委員。

3番 今、議会のほうで、所管事務調査で介護福祉施設を訪問させていただいて、どんなことに困っているかなどを聞かせていただいているのですが、どの施設も経営が厳しいということを聞いています。こうした介護事業所の財政支援みたいなことに使うことは可能なのかどうか。目的ですとか、やり方ですとか、難しさはあると思うのですが、可能なのかどうかということを教えてください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 基金の積立てに対しましては、今お話をしたように、条例の中で福祉活動と快適な生活環境の整備に要する経費の財源ということを目的に設置しておりましたので、まず高齢者施設等の福祉事業所に対しての具体的な支援については、今の段階では判断しかねるところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

普本委員。

3番 11ページ、職員手当、報償費のところで、附属資料67ページにある介護福祉政策事業の中の介護の仕事理解促進事業についてです。各学校へ講師を派遣し、出前講座を実施するというのが内容になっていますが、実施したところで、各学校での反応ですか効果、どのように見ていくかということを教えてください。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 それでは、介護の仕事理解促

進事業の内容についてから説明させていただきます。

介護の仕事理解促進事業は、令和2年度から岩手県介護従事者確保事業費補助金を活用し実施しています。町内介護福祉事業所の職員有志及び町職員でチームを構成し、町内小中学校及び西和賀高等学校において、介護の魅力を発信する出前講座を実施しております。

内容は、介護福祉施設で実際にあった出来事、ほっこりする話や、みとり期などの施設利用者とその家族、職員とのやり取りを物語にし、寸劇として披露しております。また、介護の俗に言う3Kなどの過去の悪いイメージではなく、楽しさ、広さ、深さなどの魅力を伝え、児童生徒及び介護職員とでフリートークを行っております。少子高齢化の進展と人口減少に伴い、若手の人材確保が難しい状況であることから、未来を担う子供たちに、介護の仕事のやりがいや大切さに加え、大事な家族を支える第三者的人材育成が課題であることを伝えております。

この成果としましては、介護福祉事業所の職員の方々には、寸劇の練習や出前講座、児童生徒とのフリートークを通じて、介護や福祉の魅力の再発見を感じていただいております。介護・福祉の仕事のイメージ等のアンケート調査結果、こちらの回答者数は71名ありますが、各年代によって捉え方や感じ方は異なりますが、介護・福祉のことをもっと知りたいかの問い合わせに58人、これは82%の児童生徒が「もっと知りたいと思った」と回答しているほか、将来介護・福祉の仕事をしてみたいと思いましたかの問い合わせに「とても思った」が6人、8%、「少し思った」が42人、59%と、福祉や介護の仕事に対する理解が深まったと感じております。すぐに結果に結びつく取組ではありませんが、中長期的な視点で引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 ありがとうございます。実際の現場のことを寸劇にして、職員の皆さんも介護事業所の皆さんもやってくださっていると、本当に時間も手間もかけてやってくださっているということがよく分かりました。こういったことは、子供たちにとっても身近に感じるのではないかなと思いましたし、福祉事業所の皆さんにとっても仕事の魅力の再発見になるということをお聞きして、そういった面でも効果のある事業なのだなということを受け止めました。効果ということで聞かせていただいたのですが、今ご答弁にあったように、本当の効果が出るには時間がかかることだなということ私も認識しております。

こういったような成果を評価し、今後も継続していくということでよろしいですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こちらの介護の仕事理解促進事業につきましては、今年度も計画をしておりまして、今月からまた介護や福祉事業所の職員の皆様方には集まっていたので、小学校と、それから高校等で出前講座を実施する予定で、今活動をスタートするところです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13ページ、14ページ、質疑ありませんか。

普本委員。

3番 14ページの軽度・中等度難聴者補聴器購入助成費についてお願いします。

附属資料は74ページに詳細の説明があって、件数6件となってますが、希望者の皆さんに助成できたものかどうか教えてください。

委員長 小川課長代理。

健康福祉課長代理 私からは、軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業の希望者全員に交付できているかどうかということについてお答えいたします。

希望者全員に交付されているかについては、

電話や窓口でお問合せをいただいた希望者的人数をカウントしておりませんので、全員に交付できているかということについてはお答えできないのですけれども、令和6年度の事業実績としては6人の方に助成しております。このほか、窓口に相談にいらした2人の方が、身体障害者手帳の要件に該当した方がおりましたので、その方については補装具給付から助成されております。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 ありがとうございます。手続的なところでは、事業の説明のときには、まず役場に相談してもらって、それから補聴器の購入ということであったと思いますが、そういった手続上も皆さん問題なく交付されましたでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業につきましては、事前に役場に相談に来ていただきたいということでお話を来て、電話等でお問い合わせいただいたときは電話でお答えするようにしております。なかなかちょっと複雑な流れなところもありますので、チラシを作成しまして、チラシを見ていただきながら一緒にご理解をしていただくような形に努めています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 12節の委託料ですが、不用額が114万1,000円ほどになっております。あともう一項

目、18節についての不用額93万円ほどと、その2点の不用額の発生理由についてお知らせください。

委員長 中野保健師長。

保健師長 今ご質問いただいた委託料の不用額についてと、負担金のところの不用額の金額について、なぜこのような額になったかというところについてご説明をいたします。

妊婦さんの健診であったりとか、乳幼児の委託健康診査費用であったりとかというところは、その当年にならないと概算がどうしてもつかめないところがあります。私たちのほうで精査はするのですけれども、全て落とすことができず、落としたことで不便があつてはいけないということで、ある程度の金額を残していることがありますので、申し訳ありませんが、このような額の不用額になったことを説明させていただきます。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 今説明のあった内容でいきますと、やはり出産・出生数の減少がかなり想定以上に進んでいる影響がここに出ているということでしょうか。

委員長 保健師長。

保健師長 ご質問にお答えいたします。

私たちのほうの想定を上回る数の減少が進んでいることは確かです。あとは、不妊治療についても、昨年度から補助金を出すようにしているのですけれども、昨年度については、治療をしているのですけれども、該当した項目がなかった方が何人かいらっしゃいましたので、今年度ぐらいからは該当される方が出てくるのではないかとは思います。

このように、予算をつけて、なるべく子育て支援に力を入れようとしているのですけれども、やはり少子化というのはちょっと難しい問題だなというふうに捉えております。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 大変ご苦労さまです。不妊治療については、なかなか申し出しづらいような状況もあるのかなと思いますけれども、そういう周知なり呼びかけというのは十分されていますか。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

周知についてですけれども、不妊治療に関しても一定の期間を空けながら広報のほうでも周知しておりますし、治療の可能な医療機関のほうにもチラシのほうを置いていただいて周知しておりますので、できることはしているのではないかというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。21、22ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私から、最初に上のほう、妊産婦アクセス支援助成金、附属では82ページ、この助成金、何人に何回程度支出したか、その内容についてお願いいたします。

委員長 保健師長。

保健師長 妊産婦アクセス支援事業について、何人に対して幾らの助成を行ったかというご質問についてお答えいたします。

令和6年度につきましては、対象者5名に対して20万8,880円助成しております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 当町には産婦人科がないので、当然このような助成は必要だと思います。希望者全員に支給されたということでいいのでしょうか。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

希望された方というか、私たちのほうで妊娠された方々のほうにきちんと申請書をお渡しして、最終的に医療機関にかかることが終了した

という段階で皆さんのはうにお支払いしている状況です。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 同じページの少し下の段になりますけれども、医療従事者養成事業修学資金の貸付けについて、附属の86ページになると思うのですけれども、町内で大学等に入って医療従事、修学した方にということなのですけれども、町内に就職することができずに返済したというような例はございませんか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 医療従事者養成事業修学資金貸付金についてお答えいたします。

令和7年度9月現在において、医療従事者養成修学資金制度を利用している者のうち、町内に就職せずに返済した例は1件ございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 それぞれ事情があってだと思うのですけれども、返済の場合は、一括で返済をしなければいけないとかという規定になっているのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

返還する際には、一括でお支払いいただいております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。23、24ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

高橋宏委員。

8番 附属資料の67ページに、老人ショートステイ事業が今年度も前年度も決算額ゼロということで、利用がなかったということなのですけれども、この説明に書かれている委託、ぶなの

園、光寿苑というふうにあるのですけれども、このほかの事業所ではこの事業は受けられないということなのでしょうか。

委員長 小川課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

老人ショートステイ事業については、西和賀町在宅高齢者短期入所事業実施要綱に基づいております。その中で、実施施設は、町内の特別養護老人ホーム2事業所と、町と委託契約を締結した養護老人ホームと規定されております。このため、契約しておりますのは、町内の特別養護老人ホーム2事業所ということになっております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 先ほど同僚委員からも話があって、介護施設を回っている中で、ショートステイのニーズはあるのだけれどもというような話があったのですけれども、ということはこの2施設以外についてやる場合には、さっき言ったような手続をしなければやっていけないということなのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 皆さんにお話ししているのは、介護保険制度の中でのショートステイのニーズがあるということで、それとはまた別に、こちらの今お話ししている老人ショートステイ事業は、介護保険のサービスの枠以外の部分になります。ですので、介護サービスを受けていらっしゃらない方がどうしても、それでも介護認定を受けていなくても、家で、在宅で家族の介護を受けていらっしゃる方も中にはいらっしゃいますので、そういう方が、例えば家族が病院に入院しなければならなくなっただとか、冠婚葬祭でちょっと家を空けるとかといった際に、急遽自宅で、介護の認定も受けていないし、ちょっとお一人で暮らすのは大変だなといった際に利用できる事業になりますので、今の介護事業所さんのお話とまたちょっと話は違うかと考えております。

ます。

委員長 高橋宏委員。

8番 認識不足で申し訳ありませんでした。

それでは、私のようにといいますか、一般町民へこのような制度があるということの広報的なものはされている中でも、やっぱり利用がなかったというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人ショートステイ事業につきましては、大きく町民に向けて周知ということは今現在しておりません。制度スタートしてからこれまでかなり長い年数を経過しているので、どちらかというとケアマネさんであったり、あと役場職員であったり、あと包括支援センター等で相談があった際に、その場でこういう制度もあるよという形でお答えしているというところになっております。

委員長 高橋宏委員。

8番 いろいろ考え方があると思うのですけれども、広く利用していただくために、新たに町民に知らせる方法などという検討はされていないのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人ショートステイ事業の取扱いに関しては、これまで介護保険のサービスを利用している方が、そのサービスより超えて利用したいときに使うというのが大半なところでした。ですので、実際こちらでも周知していかなかったというところもあります。緊急的なというところになると、病院のほうのレスパイト入院というところが今ちょっと主流になってきたところもありますので、こちらについては、まず大きくこれから周知してというところで今考えているところではあります。実際これ1日の自己負担もありますし、町の負担もありますので、まずご相談があれば、このようなサービスもありますよという程度のところになっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにござ議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

健康福祉課の審査の途中ではありますが、説明員の交代のため、10時20分まで休憩いたします。

午前10時12分 休憩
午前10時20分 再開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、認定第2号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書187ページ、188ページを御覧ください。188ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款国民健康保険税が7,160万3,446円、3款県支出金が4億4,660万997円、5款繰入金が7,487万9,334円、6款繰越金が797万2,864円、8款国庫支出金が8万3,000円、総額6億772万2,191円となっております。

189ページ、190ページを御覧ください。190ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が2,589万949円、2款保険給付費が4億2,676万3,818円、3款国民健康保険事業費納付金が1億1,671万6,024円、5款保健事業費が830万2,231円、6款基金積立金が1,419万3,000円、8款諸支出金が719万6,774円、総額5億9,906万2,796円となっており、歳入歳出差引残高865万9,395円となっております。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改

正により平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、県では令和6年を初年度とする第3期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。また、町では資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

歳出を説明いたします。197ページ、198ページを御覧ください。1款1項、総務費、総務管理費は、職員の人事費、国保事務処理標準システムに係る経費等、2項徴税費は、職員の人事費、賦課徴収に係る電算処理システムに係る経費になります。

199ページ、200ページを御覧ください。2款保険給付費は、一般被保険者療養給付費から高額療養費、葬祭費等になります。

201ページ、202ページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金は、県から示された納付金を県へ納付しております。

203ページ、204ページを御覧ください。5款の保健事業費は、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査等に係る経費等になります。

続いて、決算附属資料36ページ、37ページを御覧ください。36ページ、37ページには、決算の状況につきまして、前年度との比較を含めて記載しております。また、決算附属資料の173ページを御覧ください。173ページには、国民健康保険税の課税状況、軽減状況、滞納状況等を記載しております。決算附属資料の188ページを御覧ください。188ページの下段のほうからは、国民健康保険の事業の概要や加入状況、保険給付の状況、国保税の税率表、それから保健事業について記載をしておりますので、ご確認をお願いします。

国民健康保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本委員。

3番 歳入です。決算書191、192の歳入、国民健康保険税ですが、この徴収した額のうち、18歳以下の子供の均等割について、対象の人数と徴収した金額が幾らになるかお知らせください。

委員長 柳沢税務課長。

会計管理者兼税務課長 子供の均等割の部分ですけれども、子供の均等割は、未就学児の軽減措置になっております。未就学児の部分につきましては、附属資料の174ページに国保税軽減の状況を掲載しており、年度末では世帯数が6世帯の7万6,000円の軽減措置がされております。その軽減措置を18歳まで拡大した場合ですけれども、ちょっと令和7年2月末現在の数値になりますけれども、この現況より約30万ほど増加する試算結果となります。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 徴収した金額のうち、対象の人数は何人かと、徴収した金額が幾らになるかという質問だったのですが、お答えいただいているような気がするのですが、いかがでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時33分 再開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 18歳まで納まった金額と人数ということでしたけれども、ちょっと数字を持ってきておりませんでしたので、総括質問の際に答えたいと思います。

委員長 真嶋委員。

2番 決算附属資料の173ページです。3の現年課税分と4の滞納繰越分の前年比が、かなり数字が、現年課税分ですと0.6%ベースですか、それから滞納繰越分ですと、前年比でいくと15%

ベースぐらいにそれぞれなっているようですが
けれども、その要因をお知らせください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 国保税の収納率が上がった要因ですけれども……失礼しました。現年分と滞納分の前年比の収納率の差ということですけれども、令和6年度は、岩手県の滞納整理機構のほうに1名職員を派遣しております。その中で、滞納の分の収納対策を昨年度は集中的にやっていただいたもので、滞納繰越のほうの成果として自主納付だったり、差押え等で押さえた額が増えて納税に至った部分が大きくて、滞納のほうは収納率が上がったという状況になります。

委員長 真嶋委員。

2番 現年課税が前年比0.6%ベースというの
は。

委員長 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 現年課税分、滞納繰越分の表ですけれども、この前年度比というのは、昨年度の収納率と今年度の収納率の差額となっております。現年度分では、今年度の収納率が98.32%、昨年度は97.71%で、0.61収納率が増えたという数字の表になっております。滞納分も同じ、前年度の収納率の数字との比較の表記になっております。滞納額につきましては、特に昨年度収納対策をした結果、収入未済を多く減らすことができたので、収納率が上がり、前年度比も増えているという形になります。

以上、いいですか。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた
します。

これで認定第2号 令和6年度西和賀町国民

健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について、決算書に基づいて説明させていただきます。

決算書209ページ、210ページを御覧ください。
210ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。
1款後期高齢者医療保険料が6,260万
1,900円、3款繰入金が3,645万9,710円、総額
9,944万85円となっております。

211ページ、212ページを御覧ください。212ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。
1款総務費が391万2,493円、2款後期高齢者医療広域連合納付金が9,492万9,110円、総額9,902万
5,640円となっており、歳入歳出差引残高41万
4,445円となっております。後期高齢者医療は、
岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として
保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の
交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請
や届出の受付、通知書の発送などを行っております。

歳出を説明いたします。217ページ、218ページを御覧ください。
1款総務費は、後期高齢者医療保険料徴収等事務処理システムに係る経費等になり、中段、12節委託料、事務支援システム改修業務委託料11万5,500円は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対応するため、システム移行に係る連携設定変更等に要する業務を委託した経費になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保

險者から納入いただいた後期高齢者医療保険料を広域連合へ負担金として納付しております。

続いて、決算附属資料の38ページ、39ページを御覧ください。38ページ、39ページには、決算の状況につきまして、前年度との比較を含め記載をしております。決算附属資料の190ページを御覧ください。190ページ下段のほうに、後期高齢者医療制度事業の概要や被保険者数、保険料の賦課・収納状況、申請書の受付状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

認定第3号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第4号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

初めに、保険事業勘定です。決算書221ページ、222ページを御覧ください。222ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款保険料が2億2,301万8,100円、3款国庫支出金が4億

1,948万6,400円、4款支払基金交付金が3億6,473万4,000円、5款県支出金が2億834万3,623円、7款繰入金が2億3,306万4,500円、8款繰越金が6,510万7,051円、総額15億1,433万3,176円となっております。

223ページ、224ページを御覧ください。224ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が3,118万6,749円、2款保険給付費が12億9,689万7,166円、3款地域支援事業費が4,827万9,143円、5款基金積立金が2,547万3,000円、総額14億5,186万8,293円となっており、歳入歳出差引残高6,246万4,883円となっております。

歳出を説明いたします。235ページ、236ページを御覧ください。1款総務費は、職員の人事費、介護保険システム、介護認定審査会等に係る経費になります。

下段になります。1項1目一般管理費、12節委託料、介護保険システム改修業務委託料25万7,950円は、介護保険料等の所得基準額見直しに伴う介護保険システムの改修業務委託経費になります。

237ページ、238ページを御覧ください。下段になります。2款保険給付費は、居宅や地域密着型施設の介護や介護予防のサービス給付費、福祉用具購入費、住宅改修費等になります。

245ページ、246ページを御覧ください。3款地域支援事業費は、地域包括支援センター職員の人事費、介護予防事業、包括支援事業等に係る経費になります。

249ページ、250ページを御覧ください。中段になります。2項1目包括的支援事業費、12節委託料、地域包括支援システム改修業務委託料27万8,300円は、令和6年度の介護保険法改正に伴う地域包括支援システムの改修業務委託の経費になります。

251ページ、252ページを御覧ください。下段になります。3項3目認知症総合支援事業費、1節報酬、4節共済費、8節旅費は、会計年度

任用職員として新たに認知症地域支援推進員を任用した経費になります。12節委託料、次のページ、錦秋湖大滝ライトアップ演出調整業務委託料9,900円は、9月の認知症月間に合わせて実施した錦秋湖大滝のライトアップの切替え作業に要した委託経費になります。13節使用料及び賃借料、脳の健康度チェックツール使用料3万2,450円は、集中力や記憶力を判定する機器の使用料で、地域で実施されているサロン会場等の場で活用をしております。

続いて、介護サービス事業勘定です。決算書257ページ、258ページを御覧ください。258ページ、歳入の支出済額の欄を御覧ください。1款サービス収入が176万4,760円、2款繰入金が749万5,000円、総額965万4,497円となっております。

259ページ、260ページを御覧ください。260ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が927万474円、2款事業費が17万5,380円、総額944万5,854円となっており、歳入歳出差引残高20万8,643円となっております。

263ページ、264ページを御覧ください。歳出の主なものは、1款総務費では、地域包括支援センターの職員の人事費、地域包括支援センターに設置しているシステム機器の経費等、2款事業費では、介護予防ケアマネジメント業務委託料になります。要支援1、要支援2の方が介護予防サービスを利用する際に作成する介護予防支援計画は、これまで居宅介護予防支援事業所の地域包括支援センターが作成するほか、包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託して作成していただき、介護予防ケアマネジメント業務委託料として支出しておりました。令和6年度の介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業所が居宅介護予防支援事業所として指定を受け、介護予防支援計画を作成した場合は介護報酬を直接請求できるようになったことにより、介護予防ケアマネジメント業務委託料及び歳入の1款サービス収入は、昨年度と比較し

減額となっております。

続いて、決算附属資料40ページ、41ページを御覧ください。40ページ、41ページには介護保険特別会計の保険事業勘定の決算状況、次のページには介護サービス事業勘定の決算状況につきまして、前年度との比較を含めて記載しております。また、決算附属資料の175ページを御覧ください。175ページには介護保険料の状況として、収納率や滞納者等の状況について記載しております。決算附属資料の192ページを御覧ください。3の介護保険事業（保険事業勘定）には、要介護認定の状況や認定者の内訳、給付の実績、サービスの利用状況、地域支援事業等について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思います。決算附属資料の199ページを御覧ください。地域包括支援センターの運営状況や総合相談・支援業務、介護予防・日常生活支援総合事業、権利擁護、認知症施策、サービス事業勘定における介護予防サービス・支援計画書の作成状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

介護保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私から1点、決算書になると思いますけれども、237、238ページの保険給付費全体で不用額が今年度2,221万3,834円で、前年度も2,130万6,000円ほどということなのですけれども、そもそもこの保険給付費はこのように予算を置いて、不用額が出ることが予想されても、やっぱり保険給付費についてはこのような予算立てで進めるという考え方なのでしょうか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 介護保険給付費の不用額についてお答えいたします。

介護保険特別会計における保険給付費は、被保険者が介護保険サービスを利用した際の利用料のうち、利用者が負担する費用を除いた7から9割を介護保険給付費として支払うものです。

ご質問のありました不用額ですが、保険給付費全体で2,221万3,834円の不用額が発生しております。月ごとの保険給付費は、令和6年度で見ると多い月で約1億1,350万円、少ない月で約9,580万円と、1,770万円程度の開きがあります。また、介護保険サービス提供月の2か月後に請求、支払いであることから、3月補正予算編成時点で、11月サービス利用分までの実績で積算せざるを得ない状況であります。介護認定者数や各サービス給付費の推移を勘案して、補正予算などの対応をしておりますが、月々の増減が大きく、給付費の支払いに支障がないよう、介護給付費の予算額を多めに計上しているところです。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 こういうふうに、毎年多くの不用額が出ています、最終的といいますか。この不用額は、どちらのほうに積立てなりなんなりというふうになっているのでしょうか。基金等はどのようにになっているのか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 決算において発生した保険給付費等に充てている介護保険料や国庫負担金等の特定財源については、給付の実績に応じて、介護給付費準備基金への積立てや、国、県及び一般会計等に返戻し、翌年度精算しているところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第4号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審

査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため、11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

委員長 休憩を解き、税務課の審査を行います。

税務課から説明員の課長代理が急遽欠席の旨の報告を受けておりますので、申し添えます。

税務課が所管するのは、2款総務費、町税等歳入であります。

税務課長より決算の概要説明を求めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 よろしくお願ひします。

ただいまから税務課所管の令和6年度決算概要について説明します。

税務課は、主に決算附属資料に基づき、歳入を中心説明させていただきます。

決算附属資料の167ページを御覧ください。初めに、1、町税の収納状況（現年課税分）でございます。調定額の総額が4億7,217万7,518円、収入済額が4億6,606万8,802円、収入未済額が610万8,716円、収納率が98.71%となり、前年度比で0.08ポイント減となりました。

次からは、科目ごとの説明になります。（1）、個人町民税でございますが、定額減税の実施により、前年度と比較して調定額、収入済額ともに減少しております。収入未済額については、前年度62万7,671円に対し72万3,316円と若干ですが増額となり、収納率では99.49%で、前年度比0.12ポイントの減となりました。

次に、（2）、法人町民税では、均等割課税が4事業所増の121事業所、法人税割課税は1事業所減の36事業所となっております。調定額2,173万6,600円に対し、収入済額が2,168万6,600円で、収入未済額が5万円、収納率は

99.77%と、前年度比0.01ポイントの増となりました。内訳は御覧のとおりです。

次に、168ページを御覧ください。(3)、固定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億2,714万円、収入済額が2億2,190万6,100円、収入未済額が523万3,900円、収納率は97.70%で、前年度比0.08ポイントの減となりました。

169ページを御覧ください。(4)、軽自動車税、①、環境性能割では、調定額、収入済額とともに112万9,200円、収納率は100%となっております。②、種別割では、調定額2,267万3,700円に対し、収入済額2,257万2,200円、収入未済額は10万1,500円、収納率は99.55%で、前年度比0.21ポイントの増となりました。

次に、171ページを御覧ください。2、滞納繰越分では、調定額の合計が1,612万1,978円、収入済額が192万7,230円、不納欠損額が138万1,800円、収入未済額が1,281万2,948円、収納率が11.95%、収納率で前年度比1.82ポイントの増となりました。

次に、3の町税の滞納の状況（現年度分）は、国民健康保険税を除く町税の滞納額610万8,716円の税目別の滞納者実数、税額、延べ件数の表となっております。

4、不納欠損の状況では、138万1,800円を不納欠損しております。今年度は、全て固定資産税となっております。

172ページを御覧ください。5、滞納処分の執行状況ですが、税負担の公平性と町税の確保を図るため、滞納者に対する滞納処分を実施した内訳となります。換価または取立ての金額の合計は、預貯金が2件、9,077円、給与等14件で64万1,040円、その他2件、30万5,257円、合計95万5,374円で、前年度から3万2,307円の減となりました。

173ページを御覧ください。国民健康保険税となります。1、国民健康保険加入者の状況では、基礎課税分、後期高齢者支援金課税分ともに令

和6年度の年度末の世帯数は630世帯、被保険者数は877人、介護納付金課税分の被保険者数は193世帯、216人となり、世帯数及び被保険者数は年々減少しております。

次に、2の国民健康保険税の課税実績ですが、世帯数、被保険者数の減少により、前年度よりも均等割、平等割の総額は減少しておりますが、所得割総額の増により、課税総額は前年度より増えています。

3、現年課税分では、合計で調定額7,104万8,500円、収入済額が6,985万4,500円、収入未済額については前年度165万2,200円に対し119万4,000円と、45万8,200円の減額。収納率は98.32%で、前年度比0.61ポイントの増となっております。

4の滞納繰越分ですが、合計で調定額301万3,996円、収入済額が174万8,946円、不納欠損額が4万600円、収入未済額が122万4,450円、収納率が58.03%で、前年度比15.58ポイントの増となりました。

174ページを御覧ください。6、不納欠損の状況ですが、8件、1人で4万600円の不納欠損処理を行いました。不納欠損の理由は、地方税法第18条第1項の規定により財産調査を行ったが、換価できる財産がないなどの理由により執行停止同等と判断し、徴収権の時効により消滅したものとなります。

8番、滞納の状況（各年度分の滞納金額及び滞納者数）ですが、平成30年度から令和6年度まで滞納者数は44人、実人数は33人となっており、そのうち令和6年度新規滞納者の実人数は21人です。滞納者実人数は前年度より1人増となりましたが、滞納金総額では69万9,146円の減となっております。令和6年度は、町税及び国民健康保険特別会計の滞納繰越分の収納率が前年より増加しております。令和6年度は、本町から岩手県地方税特別滞納整理機構に職員を派遣し、徴収事務に取り組めた成果の表れと捉えております。

175ページを御覧ください。介護保険料についてご説明いたします。1、介護保険料の状況ですが、現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は2億2,398万5,900円、収入済額2億2,301万8,100円、不納欠損額6万1,800円、収入未済額は90万6,000円と前年度より増額となりました。

次に、収納率は、現年課税分の特別徴収は100%ですが、普通徴収は95.64%、滞納繰越分は51.15%と前年度から減少しております。

滞納者の状況ですが、実人数が前年度11人から今年度18人と、7人増加しております。

次に、191ページを御覧ください。後期高齢者医療保険料賦課・収納状況について説明いたします。令和6年度現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は6,305万5,700円、収入済額は6,260万1,900円、収入未済額は45万3,800円。

収納率は、現年度分で99.44%、滞納繰越分で15.35%となっております。

(4)、滞納年度別の滞納金額と滞納者数の表となります。実質人数は7人となっております。

これまで歳入を中心に説明させていただきましたが、最後に歳出の新規事業について説明いたします。決算書抜粋版、歳出の9から10ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費、18節負担金、補助及び交付金ですが、定額減税補足給付金として846名に3,559万円を交付しております。

私からの説明は以上となりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

中村委員。

4番 私からは、附属資料の7ページの町税の部分ですけれども、町民税の個人分のところが1,683万2,000円のマイナス10.6%で、前年度よりも減少幅が大きくなっていますけれども、こ

ちらの理由を教えていただけますか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 町民税、個人のマイナス1,683万2,000円と、前年度より減少幅が大きい理由につきましては、令和6年度において、デフレ完全脱却のための総合経済対策の物価高への支援として定額減税の実施がありましたので、個人住民税課税額が大きく減少しております。減税分となった分の財源については、国から全額補填されることとなっております。

以上です。

委員長 中村委員。

4番 先ほどのご説明ありがとうございました。

あともう一つは、附属資料172ページの滞納処分の執行状況のところですけれども、18件ございます。それで、町税の滞納の状況というのは、171ページの3番に書かれていますけれども、差押えをされた18件の具体的な内容を教えていただけますでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 差押えした内訳ですけれども、滞納の方の給与と預貯金、そのほかに売掛金、あとは出資金、あとその方への委員報酬と補助金について差押えをさせていただいております。

委員長 中村委員。

4番 私がお伺いしている内容というのは、この差押えをしたもとといいますか、土地なのか、固定資産税なのか、町税も固定資産税ですとかいろいろな税金が入って、全てが町税になると思うのですけれども、その内訳、何に対してということです。土地なのか、家屋なのか、税金なのか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 税目ごとの内訳というごとでしたけれども、主に町県民税と国民健康保険税になっております。

委員長 普本委員。

3番 附属資料の174ページ、8番、滞納の状況

というところで、令和6年に人数が9人から26人に大きく増えているなと思います。それから、175ページの介護保険料の滞納者の状況というところでも令和5年が5人、令和6年15人というふうに大幅に増えているように見えるのですが、そこはどのような影響と捉えていますか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 滞納の状況についてですが、令和5年度以前の分に関しては、令和6年度中に納付を促して減額となっております。令和6年度の滞納の部分につきましては、今年度、令和7年度で回収していくというような形になっております。それで、数字の開きが出てきているというところになります。

委員長 普本委員。

3番 では、締めの関係ということで、令和6年が急に増えたということではないということですか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 すみません、説明が不足しておりました。過年度分、令和5年度以前の分に関しては、年々収納していただくので、減っていきます。令和6年度の分に関しては、6年度中のものなので、ちょっと令和5年度以前の部分とは差が開くのですけれども、例年この程度のといいますか、現年分の滞納はこういった金額になっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

7ページ、8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 9ページ、10ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等あ

りませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで税務課への審査をひとまず終了し、次の建設水道課の審査に移りますが、昼食のため13時まで休憩いたします。

午前 1時33分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

次に、建設水道課の審査を行います。建設水道課が所管するのは、4款衛生費、6款農林水産業費、8款土木費、11款災害復旧費のほかに事業会計もありますので、併せて審査します。初めに、一般会計の審査から行います。

建設水道課長より決算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 午後からもよろしくお願ひします。本日は、建設水道課の職員、主査以上の職員を基本的には出席しておりますが、一部現場対応が入った職員がおりますので、その者については今外部で作業をさせていただいております。

それでは、令和6年度建設水道課所管の一般会計決算状況について概要を説明させていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

当課所管の一般会計歳入歳出決算書の一部抜粋版により、また事業ごとの詳細につきましては令和6年度決算附属資料にてご確認いただけます。

では初めに、歳出についてですが、決算書の5ページ、6ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金4億2,217万6,000円は、水道事業への繰

出金です。

6款農業水産業費、1項農業費、1目農地費、27節繰出金5,149万1,000円は、下水道事業のうち農業集落排水事業への繰出金となります。

7ページ、8ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、12節委託料、道路台帳補正業務委託料376万2,000円は、道路構造物の更新や道路幅員の変更に伴い、5路線1橋の更新を行ったものです。18節負担金、補助及び交付金として、各種団体の負担金や会費など64万6,500円を支出しております。

9ページ、10ページを御覧ください。2目道路維持費、10節需用費の支出済額3,257万2,379円のうち修繕料2,861万6,410円は、道路路面の劣化による補修や、側溝、ガードレール等の道路安全施設の修繕のほか、道路維持車両の修繕に要した支出でございます。

12節委託料の橋梁・トンネル長寿命化修繕計画更新業務委託料1,265万円は、橋梁、トンネルなどの道路構造物についてメンテナンスサイクルを図るため、修繕計画を更新したものでございます。詳細は、決算附属資料121ページ下段に記載がございます。道路環境整備業務委託料360万4,700円は、登山遊歩道につながる町道等5路線のパトロールや草刈り、簡易修繕等を委託したものであります。

14節工事請負費4,341万3,700円の支出ですが、町道上野々住宅線側溝改修工事、町道大石笹原線道路防災対策工事の一部及び町道東側幹線の舗装補修工事のほか、区画線設置工事を施工しております。

2目道路維持費の詳細は、決算附属資料121ページ上段と122ページに記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、3目道路除雪費ですが、2節、3節、4節までは、会計年度任用職員として採用しております除雪作業員に係る給料等の人物費でございます。

11ページ、12ページを御覧ください。7節報償費4万円の支出ですが、除雪作業員の表彰規程に基づき、2名の表彰を行ったことに伴う費用でございます。

10節需用費は、除雪機械のチェーンやカッティングエッジなど消耗品の購入や、除雪機械の燃料費、車検整備等に伴う修繕費として支出したものであります。

12節委託料の町道除排雪業務委託についてですが、除雪業務に関して業務の一部を委託しており、町内8基地のうち、貝沢基地、中村基地と長瀬野基地、それぞれの管轄路線を委託方式としております。委託路線数は84路線、延長61キロとなっており、総除雪延長193キロに対し32%の割合となっております。

また、例年に加え新たな事業は、町道湯本清水ヶ野線吹雪対策施設調査検討業務を委託し、老朽化しつつある清水ヶ野地区のスノーシェルターについて今後の対応を検討するため、同地の降雪状況、風雪などによる吹雪の影響などを調査しました。また、湯本流雪溝取水口流雪進入防止柵設置等管理業務委託は、湯本流雪溝の取水は和賀川から得ておりますが、雪などが進入し取水に影響が出ることから、例年防止柵を設置しております。この防止柵について、設置撤去のタイミングや柵の構造などを利用組合に業務委託することで自由度を増し、もって流雪溝利用者の運営に寄与しようとしたものです。

13ページ、14ページを御覧ください。14節工事請負費では、上野々地区からの要望により令和5年度に実施した上野々流雪溝流末作業用足場点検業務の結果から、腐食など劣化していた足場等の改修工事を行っております。また、町道坂本下の沢線ロードヒーティング設備更新工事では、経年劣化していたボイラーの更新工事を行っております。ほか、長瀬野除雪車格納庫のトイレ改修工事、町道田代下線側溝改修工事を行っております。

17節備品購入費ですが、ロータリー除雪車1

台を更新しております。

それから、詳細は決算附属資料の123ページから124ページ上段と、219ページのⅢ、町道の維持管理、1、維持関係、(4)、除雪業務と221ページから222ページ、さらにⅣ、流雪溝の維持管理と運用に記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

人口減少と高齢化により、作業員の確保は厳しい状況となっておりますが、情報発信事業に合わせ地域おこし協力隊の募集も行うなど、西和賀町の除雪技術の継承と安心、安全な冬期交通確保対策を引き続き図ってまいります。

次に、決算書に戻っていただきて、4目道路新設改良費ですが、13節使用料及び賃借料の土木積算システム使用料、CADソフト使用料は、工事等設計図面作成に使用するためのシステム使用料となります。

次に、5目橋りょう費は、決算附属資料124ページ下段と125ページ上段に詳細がございますが、12節委託料は橋梁改修事業として、町道下左草1号線15号橋と町道本屋敷零田線仙の沢橋防護柵の橋梁等補修工事に係る設計業務を委託しております。14節工事請負費は、令和5年度からの繰越事業として実施した町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その1）と令和6年度事業として実施した（その2）工事を実施しております。

続いて、3項河川費になります。決算附属資料125ページ下段と126ページ上段も併せてご確認ください。12節委託料は、河川改修事業として普通河川口広沢川の測量設計を業務委託し、その他普通河川細内川の改修工事に伴う用地購入に係る用地測量業務、登記業務について委託しております。

15ページ、16ページを御覧ください。14節工事請負費は、令和5年度からの繰越事業として実施した普通河川細内川河川改修工事（その2）と令和6年度事業として実施した（その3）工事を実施しております。本工事におきまして、

令和7年度へ一部繰り越すこととしておりますが、既に工事は完了しております。普通河川細内川については、改修規模が大きいことから、令和4年度から3か年で実施することとしておりましたが、令和7年度への繰越事業完了により、本改修工事は全て完了いたしました。

次に、4項都市計画費です。湯本地区の湖岸公園管理経費など、当課所管の公園維持管理経費となります。

2目下水道費2億8,969万5,000円は、下水道事業のうち、特定環境保全公共下水道事業と浄化槽事業への繰出金となります。

冒頭で説明した水道事業、農業集落排水事業を含む上下水道事業は、公営企業会計の決算での詳細を説明いたします。

続いて、5項住宅費、1目住宅管理費です。建設水道課で所管している公営住宅の維持管理について、10節需用費、修繕料ですが、退去に伴う修繕のほか、老朽化に伴う突発的な修繕も増えております。

17ページ、18ページを御覧ください。12節委託料、町営川舟団地2棟4戸及び川舟団地特定公共賃貸住宅2棟4戸の改修工事設計・監理業務委託、14節工事請負費の同改修工事は、予防保全の観点から長寿命化計画に基づき、計画的に改修工事を実施しております。令和6年度におきましては、同団地の屋根のふき替え、外壁張り替え工事や給排水工事などを実施しております。なお、同計画に基づき、大沓団地特定公共賃貸住宅の3棟6戸の改修工事設計業務も委託しており、令和7年度の改修工事として既に発注しているところです。今後も居住性向上のため、順次改修工事をしていくこととしております。

18節負担金、補助及び交付金の住まいづくり応援事業補助金39万円の支出ですが、住宅の水洗化工事、バリアフリー工事、耐震補強工事などを町内事業者が施工する場合に、その経費の10%を補助するものであります。令和6年度は、

2件の補助金を交付しておりますが、いずれも水洗化工事に関するものでした。その他住宅関連の詳細につきましては、決算附属資料126ページ下段、127ページ、さらに222ページから224ページに記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

土木費の歳出に係る説明は以上のとおりです。

次に、11款災害復旧費です。17ページ、18ページを御覧ください。令和5年7月15日から7月20日に発生した大雨災害の対応では、補助事業として河川債4件、道路債7件、合わせて11件の災害申請を行い、令和6年度に事業繰越しを行っておりましたが、全ての事業が完了しております。また、単独事業としては令和5年度からの繰越し、河川債8件、道路債7件と、令和6年度発生災害の河川債9件、道路債4件、合わせて28件を実施し、これらも全て事業は完了しております。

続いて、歳入についての説明です。抜粋決算書の冒頭に戻っていただきます。歳入の1ページと2ページとなります。15款1項6目土木費使用料、収入済額2,782万3,031円は、道路占用料などの行政財産使用料と公営住宅使用料などです。収入未済はございません。なお、住宅使用料の詳細は、決算附属資料224ページにも記載があるので、先ほどもご説明しておりますが、併せてご確認をお願いします。

16款国庫支出金の1項3目災害復旧費国庫負担金は、先ほど説明した災害復旧費のうち、令和6年度支出分に係る国庫負担金となります。

2項4目の土木費国庫補助金は、現年の道路、橋梁に係る3事業に対して8,351万円と、臨時の道路除雪事業費に対する補助金8,400万円の交付を受けており、繰越事業分として橋梁改修事業費177万2,000円の交付を受けております。また、公営住宅改善事業に対し2,067万6,000円の交付を受けております。

3ページ、4ページを御覧ください。23款町債では、土木債として1億5,960万円、災害復

旧債として2,970万円の借入を行い、各事業の財源として充当しているものでございます。

以上で建設水道課に係る一般会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 抜粋でいきますと、2ページのところで町営住宅の使用料が出ております。具体的には、決算附属資料の224ページですか、実際の住宅の使用状況等が出ておりますが、その中で特に若者定住促進住宅18戸のうち6戸が空いているということで、3分の1ほどがまだ空いているという状況。一方で、現状でいきますと、新しく移住促進で単身棟のほうについてはフルに入居いただいているというような状況があるようですけれども、この空き家状況、比較的建築年数も古くはない若者定住促進住宅だと思いますけれども、一時的なものなのか、ある程度空き家が固定しているのか。今後対策が必要ではないかというようなことを含めてお伺いします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 住宅使用料に関する決算附属資料の管理団地の空き状況についてのご質問ということでございます。

この数値につきましては、6月末現在の数値でございまして、常に住宅に関しては出入りがございますので、現在若者の住宅に関しては湯田の住宅1戸のみが空いている状況で、特に若い方々につきましては就職とともにに入って、転職とともに移動する方もいらっしゃいますので、結構動きが多いということはご理解いただきたいと思います。なかなか入れないというようなときもございますし、逆に空いているような場合もありますので、流動的なものであるというふうにご理解をお願いします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

5から6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7から8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 決算の抜粋のほうでいうと、10ページの真ん中辺りです。附属資料だと121ページの下段ですけれども、橋梁・トンネル長寿命化修繕計画更新があったということで、2計画となっていますけれども、計画の内訳について教えてください。

委員長 高橋武弘課長代理。

建設水道課長代理 それでは、私のほうからお答えします。

この業務は、令和元年度に策定しました西和賀町橋梁長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化修繕計画の2つの計画について、令和2年から5年にかけて実施しました法定点検の結果を基に計画的かつ予防的な修繕を行うことで、今後の修繕に必要な予算の縮減や平準化を図り、道路交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保することを目的に修繕計画の見直しを行ったものです。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。これで計画の見直しを行った内容とかというのは、例えばどこかで情報公開されていましたりというのはしますでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 では、ただいまの質問に、さらに答弁に付け加えながらお話をします。

今課長代理が申したとおり、この計画につきましては、現在各種計画は長寿命化を図るため、

さらに予算の平準化を図るという意味合いで予防保全的な対応をさせていただこうというもので、計画の中身につきましては、前回の計画が令和2年に策定した計画でございます。国の方針に基づきまして、道路メンテナンス事業補助制度といった要綱ができておりますので、この長寿命化修繕計画に基づいた事業が国庫補助というふうになりますので、町としても適宜計画づくりをしてきたところでございます。令和2年度から令和6年度の初めての計画期間が終わりましたので、令和6年度において令和7年度以降の5年間の計画を策定したということです。

計画の内容につきましては、まず長寿命化に係る目的と対象の構造物、これは現在町の橋で143橋、トンネルは4トンネルがございます。このものにつきまして、計画の考え方、優先順位といった考え方を示させていただき、5か年計画の中で点検や補修工事をしていく道筋をつくっているものです。さらに、平準化に関しての効果試算などについても、計画の中でお示ししているということです。

ただ、現在のところ外部に公表しているような状況ではないものですから、ちょっと見ていただくような機会が今のところはないような状況になってございます。

委員長 唐仁原委員。

6番 インフラに関しては、町が公共施設等総合管理計画とかで出していて、多分その中でも道路とかについても触れられたりはしているとは思うのですけれども、インフラがちゃんとこのまま維持管理ができるいくのかというのは町民にとって非常に重要な関心事かなと思いますので、どういう形でか公表していくのがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 検討させていただきます。

委員長 真嶋委員。

2番 14節の工事請負費ですか、3事業挙げら

れておりますけれども、上野々の住宅線側溝改修工事の内容、同じく大石笹原の内容、そして町道東側幹線については維持管理指標に沿って計画的に行われているような説明が附属資料122ページに載っておりますけれども、東側幹線については単年度で事業が終わっているのか。MCIに沿った計画の流れというのをもう少し説明いただければうれしいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

委員長 高橋課長代理。

建設水道課長代理 お答えします。

町道東側幹線の補修工事につきましては、先ほど委員ご説明のとおり、維持管理指標に基づき実施しております。町道東側幹線につきましてはほかにも補修が必要な箇所があります。町内全体でいきますと、要修繕箇所につきましては約21キロございまして、その年度年度、予算に見合った場所を選定して実施しております。今後につきましても、必要な予算を要求しながら随時進めていきたいと考えております。

それから、町道大石笹原線につきましては、道路の路肩に一部擁壁がありまして、そちらのほうが破損しておりますので、そちらのほうを直している事業でございます。令和7年度に繰越しして、9月末で工事が完成する予定となっております。

それから、町道上野々住宅線の側溝改修につきましては、延長29メートルの水路式側溝を落ち蓋式側溝に改修する工事を行っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11、12ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 先ほど課長から説明がありましたけれども、12ページの下のほう、町道湯本清水ヶ野線吹雪対策施設調査検討業務委託料ということですけれども、こちらはどういった結果で、今後

どういう対策を取ることが見込まれるのか教えていただければ。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 メンテナンスサイクル事業の中の一環ということで、道路構造物については、その劣化度を常に把握しているということになっております。湯本清水ヶ野線の清水ヶ野地区にスノーシェルター2か所ありますけれども、橋をまたいでですね、これにつきましては道路判定、劣化度の判定がありまして、1から4という基準がありまして、1は出来たてほやほやのような状況で、通常であれば2ぐらいの状況であるわけですけれども、これが3となりますと対応が必要だということになります。4になると直ちに通行止めをするか、直ちに改修をするかという判定基準になっておりまして、その中の3判定ということになりましたので、スノーシェルターにつきましてはどのような対策を取っていくかというのを内部的に検討してきたところです。

ただ、新たなものに更新をするとなると、かなり高額な経費がかかるというのが見込まれましたので、現在の状況は、当時設置されたのが県道であった時代のスノーシェルターでございましたので、現在の気象条件と今のスノーシェルターの考え方方が適正なのかということをまずは検討しようということで、こういった理由は、西側に新たなバイパス県道ができまして、そこに防雪柵の設置もございますし、さらに清水苑もできたというようなことで状況が変わっておりましたから、調査をさせていただきました。その結果によりますと、スノーシェルターほどの設備はなくても大丈夫だろうという結果が今の段階では出ております。そういうことから、今後は方針を整えながら、適切な防雪対策をシェルター以外のところで考えていくという方針を現在のところは検討しているさなかでございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からは、町道排雪業務の委託についてですけれども、先ほど課長からも説明がありました。附属資料の219ページに、3路線の委託ということになっておりますけれども、委託業者によるかもしれませんないですけれども、直営とまた違う形での除雪を行っていると思います。こういうことに対して、町民からは直営のときと違っているということで何か、苦情という言い方が適切かどうか分かりませんけれども、そういうような話が町民から来ているというようなことはないのでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 11ページ、12ページの町道の除排雪業務委託についての直営と委託の作業等々の違いはいかがかというご質問ということだと思います。このことにつきましては、今年3月の一般質問の折に同様の答えをしておったわけですけれども、そのときのご質問の中身をちょっと改めてここでお話をさせていただきます。

質問につきましては、除雪路線を民間委託せざるを得ない大きな要因は人手不足の現状だということで、その中で民間委託したことによる地域町民からの評価はどうかというご質問でございました。当時の答弁といたしましては、除排雪業務委託に対し、直接地域や町民から評価をいただいてはおりませんが、令和4年度から業務委託に対し、受託業者などからの聞き取りや苦情などについて取りまとめております。直営除雪との評価と比べ、遜色のないものだというふうに考えておりますが、特に苦情などに関しましても、除雪作業は町全体の効率化と統一作業工法を取っておりますので、一部個別的な案件によるものであるとか、または大雪による作業の遅れなどに対しての苦情はありますが、これらについても委託、直営変わらない苦情の状況でございます。

業務委託につきましては、令和6年度で3シーズン目というふうになっております。そういった意味では、かなり委託事業者の方々も慣れ

てきておる状況でございまして、ましてや業務委託基地や路線に関しても毎年同じところをやっていただいている状況ですので、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるよう、逆に事業者の方々で工夫をしていただいているという現状を鑑みたときには、民間への業務委託の効果はあったものであるというふうに捉えておるところでございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 特に問題がないということのようですから、それはそれでよかったですけれども、人手不足で委託したのは当然分かります。ただ、委託される業者さんのはうも同じような状況があるのではないかと思うのですけれども、町としては今後こういう方式を広めていくのだろうとは思いますけれども、委託される側でもっと広げていきたいというような状況なのか、それともこれ以上はなかなか委託できないというような状況等について、委託業者との検討はどのようになされているのでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 まず、人手不足である状況につきましては、当然のことながら、町内の建設業界にとっても同様の状況でございます。ただ、除雪に関しましては、直営除雪でその基地で雇用されていた方々に一部入っていただく形を取っておりますので、当然現場の状況が分かっている方が入らなければいろんなトラブルが出ますので、そういう意味では、それぞれの基地に配属になっていた方が委託業者の方々に改めて採用される形で数名入っておる状況でございますので、あとは企業で努力をしていただくしかないというふうに考えているところです。

それから、今後につきましては、今皆さんのが金額見ておるとおりでございます。業務委託をするということは、非常に高額な設定になりますので、これが今後町として耐え得るものなのかどうかというのを改めて検討が必要だ

ろうというふうに思っているところでござります。

また一方で、岩手県に対しましても、特別豪雪地帯である西和賀町につきましては、県の直営除雪も西和賀にだけあるというような状況でございますので、この前県知事も入られました県要望の折には真摯に聞いていただきまして、県との協議を積み重ねていこうというふうなことをさせていただくところでございまして、まさしく明日、北上土木センターの所長さん以下いらっしゃいまして、今後の除雪の方針について、町と県と併せてどのような形がいいのかというのを協議を進めていこうというところでございます。

いずれにせよ、経費と、あと人数と、そういった部分をしっかりと加味しながら、町の除雪として遜色のないようしっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13、14ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ。質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 拠点のほうの18ページの中段辺りです。附属資料だと126ページの下段ですけれども、住まいづくり応援事業補助金についてです。対象になっている事業が3事業ぐらいあって、その工事の内容を見ると、もっと補助の応募をしてくる人がいるのかなと思っていたりもするのですけれども、今回2件だったということですが、補助実績をどのように評価しているか教えていただければ。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 住まいづくり応援事業の事業評価についてのお話でございます。まず、事業につきましては、改めてお知らせをしますけれども、対象となりますのは一般住宅でございまして、年に広報、ホームページ等で告知を行っているところでございますが、これにつきましては町内事業者で補助事業を基本的に把握しておりますので、住民から対象工事の相談があった場合で対象となる場合には、申請の手続をフォローアップしていただいている状況となっています。この補助事業につきましては、町内事業者が行なうことが大前提となっておりますので、基本的には漏れはないだろうというふうに考えているところではあるのですが、それでも、委員おっしゃるとおり、もしかすると漏れがあるのかもしれませんのが、そこら辺につきましては我々捕捉ちょっとできませんので、何とも言えませんが、昨年度の事業につきましては、水洗化工事が2件の対象といったことで補助金の執行をさせていただいたところであります。

住まいづくり応援事業に関しましては、様々な改正を行ってきておりまして、当初は断熱工事なども対象としていたところだったのですけれども、今年度から新たな制度ができましたので、そちらのほうに移し替えることで、断熱工事につきましてはそちらの補助事業を使うようにするとか、またはバリアフリーに関しましては、さらに割のいい補助がまた違う課で出しているものもございますので、そちらを使われている方が多いようだというふうに考えておるところです。

いずれにせよ、優良住宅に対する国の進め方もございますので、そういうものをしっかりと見受けながら、町もしっかりとフォローアップできていけばいいなというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

んか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで建設水道課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第7号 令和6年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての審査に進みます。

建設水道課長より決算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、改めまして令和6年度西和賀町水道事業会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料は、令和6年度西和賀町水道事業決算書と、事業の詳細につきましては令和6年度西和賀町水道事業決算附属資料にてご確認をお願いします。数字的な部分につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは水道事業全般に関して説明をいたします。

初めに、決算書1ページ、2ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出につきましては、支出決算額が収入決算額を上回っておりますが、このことについては地方公営企業法施行令第18条第5項において認められている予算執行に係る規定に基づく処理方法で、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っておりませんので、このような会計処理となっております。

次のページを御覧ください。資本的収入及び支出について、資本的収入が資本的支出額に対

し不足する額1億7,781万726円については、消費税資本的収支調整額（当年度分）32万4,700円、損益勘定留保資金1億7,748万6,026円を補填し、調整いたしました。

続いて、9ページの事業報告書を御覧ください。令和6年度の業務量は、年間総配水量90万8,401立米、年間総有収水量54万9,042立米、1日平均配水量は2,488立米となっており、給水人口は4,538人、給水戸数2,125戸となっております。人口減少に伴う給水戸数の減少、節水対応機器の技術的向上などにより、給水量は年々減少を続けている状況です。さらに、本町は南北に広く、住民の生活区域も都市部に比べ点在している状況から、管路延長は人口数と比較して長く、維持経費が割高となっております。そのような状況から、経営に関しましては、先ほど説明させていただいたとおり、非常に厳しい経営状況となっており、当年度は純損失3,351万2,058円を計上いたしました。工事等の状況は、湯川浄水場のNo.1送水ポンプ交換工事ほか、不具合が生じた設備について更新をしております。金額の大きなものの一覧につきましては、11ページに記載がございます。

また、水道料金、その他供給条件の設定、変更に関しましては、令和3年度末から取り組んでいた水道料金のあり方について、西和賀町水道料金検討委員会からの提言を受け、住民説明会などを経て、令和7年度第14回西和賀町議会定例会における西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例により水道料金の改定を行い、今年7月から新料金を適用しております。

12ページを御覧ください。業務関係ですが、給水人口などは先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。量水器、水道のメーターでございますが、この交換につきましては、計量法によりまして8年ごとに交換することが定められており、令和6年度は311個を交換したところです。

続いて、漏水などの状況について記載してお

ります。昨年度は27件の漏水があり、対応する修繕費として727万2,589円を支出しております。

13ページを御覧ください。水質検査は、法で定められた検査を実施しておりますが、いずれも異常は検出されておりません。令和6年度は、通常検査などに加え、メディアなどからも報道がありました有機フッ素化合物のうち、健康への影響が指摘されているPFOsやPFOSについても検査を行っており、同成分についても本町では検出されておりません。

14ページからは、重要契約の要旨として、1件50万円以上の工事費や修繕費について掲載しております。

18ページから21ページまでは、収益費用の明細を掲載しております。

22ページと23ページは、資本的収入支出の明細を掲載しております。

24ページ、25ページは、固定資産明細書を掲載しております。

26ページ以降は、企業債の明細書を掲載しております。

次に、決算附属資料1ページ下段から2ページを御覧ください。決算附属資料の説明でございます。4、使用者等の状況ですが、契約件数は2,274件で、新規加入者は20件ありましたが、総合で昨年度比では8件減少しております。

3ページ、4ページを御覧ください。水道料金の改定については先ほど説明しておりますが、その内容について掲載しております。これまで水道料金は、団体用、営業用など用途別にて区分しておりましたが、全国的に採用されている口径別方式へ変更することとし、基本水量も10立米から5立米となっております。改定後の料金変更は、冬季推定料金の調整期間後の7月からとなっております。

また、給水停止の状況は4ページ下段の表のとおりです。

5ページを御覧ください。令和6年度末の未収額につきましては486万5,832円となっており

ます。

卷末には、水道事業の経営健全性・効率性の指標を掲載しております。

以上で、令和6年度西和賀町水道事業会計決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 ちょっと繰り返しの答弁になるかもしれないのですけれども、事業報告書の最初のほうに給水戸数、給水人口とも減っていると。営業収益が上がったことは、先ほど課長が説明した公営企業会計によって現金を伴わない収益ということなのか。あと、配水量についても戸数、人口とも減っているのですけれども、配水量が増加しているという、この辺の関係についてご説明いただきたいと思うのですけれども。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 質問の冒頭のところでちょっと不明な点があったのですけれども、給水人口、給水戸数が減っている、最後につながる配水量は増えていることの問題といいましょうか、違いは何だというお話と、その間にあった補填……

(何事かの声)

建設水道課長 まず、水道料金、給水収益が上がっているものについては、今ちょっと調べさせておりますので。

事業報告書9ページの給水戸数、給水人口、決算附属資料の中でも契約件数が減っているというお話の中で、それに対して総配水量が1.2%増えています、平均配水量も増えている、この違いは何だろうというようなお話でございます。これは、年間総有収水量という、要はメーターを通した水量ということでございまして、結局漏水が増えているというふうなことでご理解いただければというふうに思います。老朽管が増

えておりまして、管からの噴き出し等によるようなものの場合には直ちに状況も分かりますし、配水池も下がりますので、多大な影響がありますので、直ちに我々も調査をして直すのですが、どうしてもゆっくり漏れるようなものについては分かりかねるようなことも多くて、令和6年度から地区をある程度絞りながら、プロの業者に入っていたきながらの調査を進めております。昨年は湯本地区において、山室橋から湯本地内でしたけれども、全体として漏水量が多いというようなところをピックアップして、そのエリアに絞って調査をした結果、かなりの漏水について改善ができるところですし、今年度につきましては柳沢水系、県境から川尻地区全域を今調べておるところでございます、それで分かったものから順次漏水を潰していくような状況でございます。これは、もうずっとやり続けるような業務でございますので、ご理解をお願いします。

収益自体が増えていますのは、現在秋田自動車道4車線化の工事ですとか、それから大石トンネルの工事等々でできている飯場といいましょうか、臨時用の給水が非常に増えているようで、それに伴って給水収益自体は増えているという状況でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第7号 令和6年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第8号 令和6年度西和賀町下水道事業会計決算の認定についての審査に進みます。

建設水道課長より決算の概要説明を求めま

す。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは引き続きまして、令和6年度西和賀町下水道事業会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料は、令和6年度西和賀町下水道事業決算書と、事業の詳細につきましては令和6年度西和賀町下水道事業決算附属資料にてご確認をお願いします。数字的な部分につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは下水道事業全般について説明いたします。

初めに、決算書1ページ、2ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出につきましては、支出決算額が収入決算額を上回っておりますが、このことにつきましては、地方公営企業法施行令第18条第5項において認められている予算施行に関する規定に基づく処理方法で、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するものです。いずれも現金支出を伴っておりませんので、このような会計処理となっております。

次のページを御覧ください。資本的収入及び支出について、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額605万3,410円については、消費税資本的収支調整額（当年度分）81万3,108円、損益勘定留保資金524万302円を補填し、調整いたしました。

続いて、12ページの事業報告書を御覧ください。令和6年度の業務量は、年間総処理水量37万6,188立米、年間総有収水量35万807立米となっております。水洗化人口3,853人、普及率は83.9%となっております。水道事業でも説明しましたが、人口減少に伴う給水戸数の減少、節水対応機器の技術的向上などにより、給水量は年々減少を続けている状況で、給水量が減少すれば当然のことながら汚水処理量も減少することとなります。さらに、本町は南北に広く、住民の生活区域も都市部に比べ点在している状況

から、管路延長は人口数と比較して長く、維持経費が割高となっております。そのような状況から、経営に関しましては、先ほど説明させていただいたとおり、非常に厳しい経営状況となっており、当年度は純損失4,790万7,761円を計上しました。工事等の状況は、令和6年度で取り組んだ公共下水道施設設備の更新等を計画的に実施するためストックマネジメントを策定し、令和7年度から本計画に伴い更新事業を推進してまいります。また、建設改良事業における工事の関係は、湯田浄化センターの返流水供給ポンプ更新などや公共ますの設置、戸別浄化槽設置などを実施しており、14ページに詳細の記載がございます。

15ページを御覧ください。業務関係ですが、水洗化人口などは先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。

16ページの事業収入や事業費については、公営企業会計の初年度決算であることから、令和5年度決算額の記載がなく、比較では皆増となっております。

17ページ、18ページは、重要契約の要旨が掲載されております。工事、修繕など、1件50万円以上の契約などについて記載をしております。

20ページから24ページは収益費用の明細を、25ページから27ページは資本的収入支出の明細を掲載しております。

28ページから29ページは、固定資産明細書を掲載しております。

30ページ以降は、企業債の明細を掲載しております。

次に、決算附属資料の2ページを御覧ください。2、使用者等の状況でございます。公共下水道1,371件、前年度比5件増、農業集落排水109件、同5件減、浄化槽223件、増減なしの状況で、契約件数合計は1,703件で、昨年度比では増減はありませんでした。また、令和6年度中の新設の状況は、公共ます設置で6件、浄化槽設置1件となっております。

下水道設備の維持管理については、特定環境保全公共下水道設備と農業集落排水設備の維持管理は専門的な知識を要するほか、24時間体制での管理が必要であることから、専門業者にこれを業務委託しております。浄化槽については、汚泥処理及び清掃のほか、年4回の保守点検を行っていることや、浄化槽法による法定検査も実施しております。

3ページを御覧ください。下水道等使用料については、下水道使用料と農業集落排水施設使用料は同額となっており、表のとおりでございます。4ページの戸別浄化槽使用料は、人槽に応じた固定の使用料となっております。

令和6年度末の未収額については、下水道使用料は44万7,843円、農業集落排水施設使用料は23万4,630円、戸別浄化槽施設使用料では12万7,215円となっております。

卷末には、下水道事業の経営健全性・効率性の指標を掲載しております。

以上で令和6年度西和賀町下水道会計決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 先ほど建設水道課長からも料金を今年度値上げしたという話がありました。水道料金のときにもアセットマネジメントを行ってということだったのですけれども、下水道のほうは令和6年度にストックマネジメントの計画を業務委託しております。この結果を受けて、下水道についてもかなり厳しい状況だというのは聞いているのですけれども、将来の料金に関する検討材料が整ったといいますか、ストックマネジメントの業務委託した結果を効果としてどのように評価しているのかについてお伺いします。

委員長 北島課長代理。

建設水道課長代理　ストックマネジメント計画についてちょっと説明してからかなと思いますので、ストックマネジメント計画ですけれども、この計画は料金等は特に入ってこない計画でございまして、下水道事業全体の施設について、中長期的な視点で今後の老朽化の進展状況等を考慮して優先順位づけを行い、事業費の平準化を踏まえた施設、設備の改築、修繕等を実施、施設管理を最適化するための計画となっております。ですので、長寿命化計画のような形で考えていただければと思っております。

令和5年度に施設の点検、調査を行った上で、改築需要の見通しや被害リスクを検討し、長期的な改築事業のシナリオを設定した実施方針を策定しており、令和6年度はこの方針を基に、修繕等を行う施設設備の優先順位の検討や、対策範囲及び対策方法の検討、実施時期や概算費用の算定等について取りまとめた修繕改築計画を策定しております。設備の修繕等については、課長からも説明がありましたが、ストックマネジメント計画に基づき本年度から事業実施しておりますが、今年度行っております下水道施設の統廃合についての検討結果によりましては、次年度以降について調整が必要になるかと思っております。

なお、施設等を修繕、改築するに当たり、国庫補助金の活用が考えられますが、ストックマネジメント計画を策定していることが補助金の交付要件となっております。

なお、昨年度策定したストックマネジメント計画によりますと、長期間で、100年間でおよそ236億円が見込まれております。

以上です。

委員長　建設水道課長。

建設水道課長　ちょっと料金的なお話もありましたので、ストックマネジメントの計画につきましては、ただいま代理が説明したとおりでございます。ちょっと付け加えますと、水道のアセットマネジメントとはちょっと違いまして、水

道の場合は、ストックマネジメントイコール方針計画を一緒につくるというようなことで進めておりましたので、令和7年度から事業の実施が開始されているところで、取りあえず5年間の計画ができております。これ、3月の議会、予算審査特別委員会の折にも若干触れた記憶がありますけれども、今年度につきましては設計が主で、来年度以降更新を図っていくことになりますが、その多くは電気設備関係とマンホールポンプ場の更新になるだろうというふうに見込んでおります。概算では、毎年1億円ほどをかけていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

ただ一方で、水道と下水道に関しましての違いは、まだ施設ができてから、処理が始まってから20年ほどですので、管路についてはまだまだ十分もつと。ただ、電気設備に関しましては、既に規格の年数といったものを超している状況でございますので、順次電気設備に関しての更新が急がれているというような状況でございます。

こういった更新需要を踏まえた上で、今年度下水道事業、3セグメントありますけれども、農業集落排水と浄化槽と含めまして経営戦略を立てることになっております。こういった部分も含めながら、料金改定については検討を要するところではありますが、ストックマネジメントをつくったことで国庫補助金の活用が使えるようになりますので、そういうもののも含め、起債なども活用しながら、そういう部分も含めながらの経営戦略になります。

ただ、3条予算と言われています基本的な営業費用とそれに伴う営業収益は、やはり合致させなければ毎年赤字になります。水道も同じですけれども、まずそこを何とかしたいなというようなところは、使用料の検討の中でもんできたいなというふうに考えているところでございます。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第8号 令和6年度西和賀町下水道事業会計決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで建設水道課への審査をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため、14時20分まで休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

委員長 休憩を解き審査を再開します。

次に、観光商工課の審査を行います。観光商工課が所管するのは、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費のほかに特別会計もありますので、併せて審査します。

観光商工課長より決算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 観光商工課です。よろしくお願ひします。令和6年度観光商工課所管の決算状況について概要を説明させていただきます。

当課所管の一般会計歳入歳出決算書の一部抜粋版により、また事業ごとの詳細は令和6年度決算附属資料にてご確認いただきます。

では初めに、歳出についてですが、決算書5ページ、6ページをお開きください。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会ほか1団体の負担金です。若年者ふるさと就職支援補助金は決算附属資料108ページ上段、退職金共済助成金は107ページ下段に、次の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は107ページ上段に詳細を記載しております。

6款農林水産業費、2項林業費、4目林業者施設費、10節需用費の修繕料は、焼地台公園の

既存施設関連の修繕でございます。12節委託料は、焼地台公園の指定管理料、オロセのつり橋補修設計業務委託料となっております。詳細につきましては、決算附属資料108ページ下段にございますので、ご確認ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、一般職員の給与等、7ページ、8ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の公益財団法人いわて産業振興センターなど4団体への負担金、助成金でございます。

2目商工振興費ですが、12節委託料のふるさと館管理業務委託料は、ほっとゆだ駅前の商工会館の町所有分に係る管理業務委託料です。

18節負担金、補助及び交付金の新ビジネスチャレンジ事業費補助金、外国人材受入企業等支援事業費補助金、創業支援事業費補助金の詳細につきましては、決算附属資料110ページをご確認ください。9ページ、10ページをお開きください。中小企業振興資金利子補給費補助金、中小企業振興資金保証料補給費補助金、小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金と20節貸付金、中小企業振興資金貸付金は、決算附属資料の109ページにその詳細がございます。北上地区勤労者福祉サービスセンター負担金は、附属資料の111ページ上段にございますので、ご確認ください。新型コロナウイルス感染症対策関連ですが、新型コロナウイルス緊急資金利子補給費補助金と岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給費補助金は、資金を必要とする事業者への支援のため民間や岩手県が融資した制度に対し利子を補給したもので、詳細につきましては附属資料の111ページ下段をご確認ください。

続きまして、3目観光費です。1節の報酬、2節の給料は、観光商工推進協議会委員、観光振興特命主幹及び登山道や散策路などの刈り払い、あやめ園の維持管理に係る報酬や給与となっております。3節職員手当等、4節共済費は、それらに付随するものです。10節需用費の修繕

料は、観光施設、観光資源整備関連の修繕料となります。11節の役務費では、湯夢プラザなどWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費などとなります。

11ページ、12ページをお開きください。12節委託料は、各観光施設及び観光資源の指定管理料、委託料となります。詳細につきましては、10節で説明させていただいた修繕料なども含めまして、決算附属資料112ページ上段をご確認ください。また、決算附属資料117ページ下段、観光資源環境整備事業につきましても委託に係る詳細を上げております。

13節使用料及び賃借料は、女神山や白糸の滝の登山口に簡易トイレを設置したものなどでございます。車両借上料や刈払機借上料は、登山遊歩道やダム関連施設の刈り払い用に借り上げたものとなります。附属資料117ページ上段、自然環境保全事業をご確認ください。

13ページ、14ページをお開きください。14節工事請負費は、上野々地区の工事等かわまちづくり事業となります。詳細につきましては、決算附属資料119ページ上段をご確認ください。

17節備品購入費は、道の駅レストハウスゆのさわの業務用備品について、いずれも経年劣化により不具合が生じており、交換部品の調達もできないことから更新を図ったものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、各種団体への加入負担金、活動補助金となります。イベント関連は、決算附属資料の113ページ上段から115ページに記載しております。

27節の繰出金、温泉事業特別会計繰出金は、決算附属資料120ページに記載しております。温泉事業特別会計につきましては、一般会計終了後、改めて説明させていただきます。

続いて、一般会計歳入について説明申し上げます。決算書の1ページ、2ページを御覧ください。15款1項4目及び5目使用料は、各施設の行政財産使用料です。

16款3項3目、国庫支出金は、湯田ダム敷の除草作業に係る受託金です。本受託金にて作業員の確保や車両、草刈り機械を借り受けおります。

17款3項4目、県支出金は、自然保護指導員の設置や自然公園保護管理員の設置について受託しております。

20款1項1目基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策として交付された地方創生臨時交付金を基金化し、令和2年度に県などから特別融資された事業者が負担すべき利子について補給するため、基金から一般会計に繰り出しを行っております。

3ページ、4ページを御覧ください。22款3項2目、諸収入、労働諸費貸付金元利収入と4目商工費貸付金元利収入は、年度当初に金融機関に貸し付け、勤労者生活安定事業と中小企業融資事業においてその財源とし、年度末に返金いただいているものです。

その他、雑入については、自動販売機設置に係る電気代相当額や中小企業融資事業における早期完済に係る保証料の返戻金です。

以上で観光商工課一般会計決算概要を説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 歳入の2ページ、沢内バーデンの施設使用料が818万6,000円となっていて、附属資料の216ページに前年対比の数字も出ております。入浴者数、使用料ともに前年度よりも下がっているということなのですけれども、ここに書かれている温泉施設の中で沢内バーデンには、唯一だと思うのですけれども、サウナ施設があります。今若い人などを中心にかなりサウナブームというのも聞かれるのですけれども、サウナがあることの有益性を使った入浴者数増大に向

けたことに関して、指定管理者と話合いとか検討は行われてきたのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、沢内バーデンの利用者数ですが、令和5年度からは若干少なくなつてはいるというもののですが、大体横並びのような状況ではあるというふうに捉えております。

サウナにつきましても、設置されているというのは当然理解しておりますが、女性のほうは4人入れるような形で、男性のほうは一度に7人くらいが入れるような形というふうにはなっています。ただ、サウナにつきましては、ちょっと温度が低いというようなことがございまして、積極的なPRにより来ていただいたという形を取っても、中にはやっぱり低いというようなことで指摘を受けるという場合もございまして、なかなか難しいところがあるかなというふうに思っております。

ただ、各種パンフレット、観光協会とかで出湯の里というような形で発行しているものもあるのですが、そこには源泉100%のサウナであるというような形で、まずPRは行っている状況でございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 今温度が低いというような話あったのですけれども、例えばでは温度上げるために改修工事に幾ら費用がかかるとかという検討をしているというわけではないのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

温度を上げるとなると、揚湯する量というのが問題になってきますので、難しいという判断をしています。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を

進めます。

5から6ページ、質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 決算の抜粋のほうだと5ページ、6ページ、附属資料だと108ページになりますけれども、林構施設維持管理運営費ということで、焼地台公園に関連する費用が出ています。焼地台公園の使われ方を見ていると、冬期間は閉鎖されていますけれども、初夏から家族連れとか子供の姿が結構目立つかなと思っていますが、町として今後どういうふうに活用していくというのがあった上でこういった費用を出していると思うのですけれども、町として焼地台公園をどうしていこうということの考えをお聞かせください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

焼地台公園ですが、設置の目的というところでいきますと、町民の憩いの場を維持し、森林との触れ合いを深め、併せて健康増進を図るという内容となっております。

施設の設置目的からして、このような管理の仕方を続けているような状況でございまして、体験型観光施設というような部分でいくと自然との触れ合い、キャンプですとか、またジャンボスライダーというのもございますし、あとやっぱりほっとゆだ駅とかの部分から、サイクリングツーリズムというような形の関連性も持てるようなことも考えております。町にとってこういう体験型施設というのはなかなかなくて、利用者数を見てみても、年度によってですけれども、半年の利用期間の間で1万人を超えるような利用者がいるということになっております。

7年度においても、オロセのつり橋の橋梁補修等を行うというようなこともございますし、家族連れ、ファミリー層に向けたより多くの利用が見込まれるというふうにも捉えておりまし、町にとってもランドマークという目印的な、そういう存在にもなり得る施設だと思っており

ますので、より今後指定管理者と連携しながら、若い層とかファミリー層とかの意見も取り入れながら運営を続けていければというふうには考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。7から8ページ、質疑ありませんか。

普本委員。

3番 8ページに新ビジネスチャレンジ事業費補助金190万円とあります。附属資料110ページにも説明があるのですが、詳細と、どのような効果があったかについてお聞かせください。

委員長 高橋寛課長代理。

観光商工課長代理 新ビジネスチャレンジ事業の詳細についてということで、私のほうから回答させていただきます。

令和6年度は、2件の、2事業者と言えばいいでしょうか、補助金のほうを交付しております。そもそも新ビジネスチャレンジ事業ですけれども、地域の新産業の創造や産業技術の発展、あとは雇用の創出等、それらの目的をまず研究、あとは開発、そして販売促進、あとは知的財産権の保有というようなところで、大きくは4つの種類に分かれておりますけれども、それらの中で、今回は開発の部分で2件の補助金のほうを交付しております。どちらもまず売上げ増加につながったというふうに確認しております。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 すみません、同じく創業支援事業費補助金300万円について、これも附属資料にも説明があるのですが、こちらも詳細と、どのような効果があったかについてお願ひします。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 それでは、創業支援事業について私のほうから説明させていただきます。

こちらの創業支援事業につきましては、地域

の産業振興及び活性化に資するものというふうなところで、事業費の3分の2、また創業支援塾というのを北上市と西和賀町で一緒に事業を実施しておりますが、そちらの卒塾生といいますか、そのような方については4分の3というふうになっております。そして、補助金の上限額は、150万円が限度額となっております。令和6年度は、洗濯業、宿泊業の2事業者に補助金のほうを交付しております。どちらも円滑な事業の立ち上げにつながったと確認しております。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 ありがとうございます。どちらも売上げ増につながったと、あとスムーズな起業につながったということが分かりました。このような効果を受けて、今後も引き続き行っていくということでおろしいですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今お答えいたしました新ビジネス創業支援につきましても、これ町の課題を捉えたような形で、申請される方々が本当に町にとって必要なものを申請してくださっているような状況でございます。その起業、町にとっての雇用促進にもつながるという部分もございますし、これは増えることは大変ありがたいことだなというふうに感じておりますので、今後とも引き続き続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 2目商工振興費の18節、補助、負担ですけれども、前年の決算との比較になりますけれども、前年まではプレミアム商品券事業というものが大きな金額を占めていたかと思いますけれども、今回なくなっているということで、その経緯、そしてこれまでのプレミアム商品券の事業についての評価、総括、そして加えて言うと、それに代わる事業についての考えがあるか

お聞かせください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ご質問のプレミアム商品券というものが令和5年度にはあったというような形で、現在についてはそういう予算措置はされていないというような内容になるかと思いますが、まず5年度につきましては国の臨時交付金ということで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策というようなことで交付金があったということでございます。その交付金を活用いたしまして、プレミアム商品券事業、あとは中小企業者等の事業継続緊急支援金というようなことで、売上げが減少したり、原油高になった場合に交付金を交付するというのが5年度にあったということです。

今、令和7年度、6年、7年につきましては、6年度につきましてもそういう物価高対策はあります、それは7年度に繰り越して、光熱水費の交付金等は行っているのですが、いずれそういう財源があつてこそできた事業だというふうに考えておりますので、7年度自体についてはその予算措置はされていないということでございます。

また、プレミアム商品券ですが、一定の効果はあるということで、具体的にどういうふうな使われ方をしたかというのも町では取っておりますけれども、やはり業種によって使われ方が決まってしまうというか、全ての事業者に行き渡らないかなという反省はございます。そのような点も考慮しながら、今後ともこういう緊急性の交付金があった場合は検討しながらと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 同じ18節の補助、負担の部分での10ペー

ジに記されている部分ですけれども、中小企業、コロナ対策等の利子補給事業について、詳細、そして前年との状況の違い、特にこの部分についてはコロナの影響を受けた事業者さんたくさんあったかと思いますけれども、その回復の状況や、また一方で逆に貸付金の返済に向けての厳しい現状など含めて、この事業から見えてくる町内の状況をお知らせください。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから、中小企業、あとはコロナ対策の利子補給事業の部分で、まず実績というふうな部分でご説明をさせていただきます。

中小企業振興資金融資残高というふうなところで、令和6年度末では1億417万円、そして件数にしますと23件ということで、令和5年度末と比較しますと若干増加しております。そしてもう一つ、小規模事業者経営改善資金融資残高、こちらはいわゆるマル経融資と言われる部分ですけれども、こちらのほうにつきましても令和6年度末では1億2,602万円、22件の残高というふうになっておりますが、こちらにつきましては令和5年度と比較しまして若干減少しております。

今度はコロナ対策の部分ですけれども、まずは岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金の融資残高というようなところで、新規の融資はまずこちらはございません。減るだけというふうなところで、令和6年度の残高にしましては1億2,644万円、これは3件の融資残高となっております。そしてもう一つが、新型コロナウイルス緊急資金融資残高という、こちらは町のほうでやっているものですけれども、こちらも新規のほうはございません。令和6年度末では9,797万円、35件の融資残となっております。

これらにつきまして、全て要綱等に基づき利子補給のほうを実施しております。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

融資につきましては、コロナであればコロナ対策というようなことで、まず民間であれ、県であれ、期間の中で返済をしながら、その分の利子補給というものを行っているという状況でございまして、今、では具体的に、厳しくて事業者の方々が返済できるかどうかというようなところの話というような形では、当課のほうにはそういう話は伝わっていないという状況でございます。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 資料111ページですと、前年度の事業実績のところが293万4,000円、本年度が186万1,000円というような形での数字が上がっていますが、利子補給自体はこうやって見るとちょっと下がっているように見えましたが、先ほどの説明で言うと、残高自体はあまり減っていない状況にあるということでしょうか。

そしてまた、返済の猶予期間からすると、滞りみたいなものについての問題は現状では見えていないということでしょうか。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 では、決算附属資料の111ページの新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策というようなところで利子補給ですけれども、こちらのほうは確かに真嶋委員おっしゃるとおり、前年度事業の決算額と今年度、令和6年度の事業決算額を比較しますと、結構な差額になっているのですけれども、こちらの新型コロナにつきましては繰上償還等が実績としてあるというふうに確認はしております。

一方で、109ページの上段、中小企業融資等につきましては、こちらのほうは新規の貸付け等も発生するというふうなところがありますので、こちらのほうは残高があまり大きく増えたり減ったりはしていないのかな、若干増えたりすることもあるのかなとは思いますけれども、そのような形になっております。

委員長 真嶋委員。

2番 3目10節になりますが、需用費で不用額が104万616円計上されていますけれども、不用額の内容についてお知らせください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

3目、需用費ですが、不用額につきましてでございます。こちらにつきましては、3目の商工費の中の各種事業あるのですが、その事業の予算残額の合計額というような形、全ての額ということになりますが、ただ不用額でも主なものというようなところで説明いたしますと、例えば修繕料の33万円というのが、大半が観光施設維持管理費ですとか、地域おこし協力隊の活動に係る費用というような部分で予算措置しておりましたが、突発的な、そういうふうな修繕に備えて減額はせずにいたというような部分がございます。また、消耗品でいきますと32万3,000円、光熱水費では24万1,000円ということで、これらにつきましても観光施設の維持管理費ですとか、協力隊の住居費用の光熱水費に係る分ということでの予算措置をそのまま減額せずにいたというような部分が大きいところとなっております。

以上です。

委員長 真嶋委員。

2番 今の説明でいきますと、個別の中で特に突出して不用になった事業があったとか、そういうことではなく、当初予定していた事業は行いながら、それぞれが使わずに済んだ、節約されたという解釈でよろしいですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光費の中の事業につきましても、50事業ぐらいあるわけでございまして、それぞれの事業の中で計画どおり実行しましたが、予算額の残を加算していきますとこういう額になったというものでございます。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 10ページ中ほどの給料、作業員というところに関わって、附属資料117ページにある観光資源環境整備事業というところなのですが、この事業の中には登山道（和賀岳など）、散策道（白糸の滝など）のパトロールですとか環境整備ということが入っているようです。会計年度任用職員5名の方が担ってくださっているということで、これは十分だったかどうかということをお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、登山道関係ですか、あとはあやめ園の草刈り関係というようなことで、会計年度任用職員といたしましては登山道の刈り払いが3名、あやめ園の整備ということで2名、合計5名ということになっております。人員が十分であったかということですが、こちらにつきましても当初計画したとおりの人数ということで予算措置をし、その人数に応じて採用があったということで、計画どおりの活動をその中で行っているというものですございます。

以上です。

委員長 普本委員。

3番 登山道ですか散策路の整備は、きっと人手も時間もかかることだろうなというふうに認識はしています。しかし、町民の中から、そういうところの整備が十分ではないのではないかという声が聞かれたりですとか、あと山ですか自然資源は町の観光にとっても大変重要なものだと思います。事業内容を充実させることなどは考えておられますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、そういう自然環境資源というものは町にとって大きな観光資源でもあるということは、そのとおりでございます。本当に予定した人数の中で、その中の計画どおりの活動ということで取り組んでおりまして、

住民の方からそういうご意見ももしかしたらあるというのは、そういう意見として受け止めなければならないかとは思いますが、本当に計画どおり一生懸命、登山道の刈り払いでも、あやめ園でも作業員の方々は取り組んでいるという部分がございますし、不足する部分につきましても課内で協力しながら取り組んでいるということもございますので、そういうふうなご意見に対しても何とか改善できるような形で取り組んでいきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声）

委員長 進めます。11から12ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 3目12節ですか、観光コンサルティング業務委託について、その内容、そして前年もたしか同じ事業があったかと思いますけれども、前年との違い、加えて今年の成果等について詳細をお聞かせください。もしかして附属資料のほうにもこの事業が上がっていたかもしませんが、ちょっと私読み切れないので、どのページになるのか理解できなかったので、もしありましたら、そういうことを含めて教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光コンサルティング業務委託につきましてですが、令和5年度につきましては、調査分析というような形の顧客満足度調査というものを実施いたしまして、その取りまとめですとかデータ分析等を行って、課題の抽出を行ったという部分と、あとは町と観光協会の定例会というようなものを月1回持っておりますので、その定例会の運営ですか、そういう部分で課題の解決につなげるというようなことを取り組んでいただいております。

令和6年度につきましても、その定例会の運営というような部分は共通する部分ですが、第

二次観光振興計画の第1次アクションプランというものが令和4、5、6年度までということで、第2次アクションプランの策定が7年、8年というようなことで、第1次アクションプランの検証というところを行ってもらったのと、検証結果を第2次アクションプランのほうに反映させるというような計画づくりのほうにも携わってもらったというような取組内容となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13、14ページ。

唐仁原委員。

6番 13ページの中ほどの西和賀町観光協会補助金について伺います。

附属資料だと116ページ、こちらで幾つか書かれていますけれども、I、観光情報の収集・分析・発信の推進というところの2、町内観光資源を用いたターゲットの検討、この(1)のところにターゲットを想定するため必要な本町観光資源の情報収集など書かれていますけれども、ターゲットの検討というのが具体的に進んだのか、それからターゲット像というのが絞れてきているのか、まず伺います。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから、観光協会助成事業の町内観光資源を用いたターゲットの検討における検討状況というふうなところでお答えさせていただきます。

まず、決算附属資料のほうにも記載しておりますが、ターゲットを想定するための観光タリフ、いわゆる観光コンテンツの概要の随時更新、あとは動画や写真等の素材収集を実施しております。そして、ターゲットからの情報収集としまして、首都圏の大学、法政大学でしたけれども、モニターツアーや、観光協会のSNS利用者の利用者分析のほうを実施しております。

SNSやRESASデータのほうでちょっと

確認をしたところ、特に西和賀町に来町されていない世代といいますか、性別というとあれですけれども、女性の来町が少ないとというのは確認が取れました。西和賀町の第二次西和賀町観光振興計画の中でも、今後町への観光入り込み客数を増やしていくためには、若年層や女性をターゲットにした誘客活動の重要性を記載しておりましたので、こちらのほう、SNS等によるさらなる情報発信であったり、対策が必要であるというふうに考えます。

委員長 唐仁原委員。

6番 今答弁いただきましたけれども、若年層とか女性というのをより増やしていくこうと思ったときに、具体的にこういうことをやらなければいけないよねというものが幾つか立ち上がってくると思います。例えば大きな問題で言うとトイレの問題とかあるかなと思うのですけれども、そういう具体的な行動指針というのは、今後のアクションプランとかに表れてくるという認識でいいのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ハード的な部分というか、観光施設のWi-Fi化とか、そういう部分については取組を進めているというところもありますし、あとやっぱり若い世代がいざれどういうふうなものを求めているかというようなところについて、今の段階ではそういう人たちが来町する人たちが少ないというのが分かったところで、それではその人たちにとってどのような誘客促進が図れるかというところをまさに今取り組むというところで、少ない中でも町に入っている若い人々は具体的にどういうふうな動きをしているのかといった動態調査ですとか、そういうふうな分析をさらに深めていくというところに今なっているものです。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からは、一番上になると思うのですけ

れども、上野々地区の公園の整備について、抜粋ですと119ページですか、川をいかしたまちづくり事業の一環だと思います。上野々地区の整備工事が行われまして、駅から見た感じは非常に風景もよくなって、いい改修工事だというふうには感じておりますけれども、湖に下りるところへの公園が広がりまして、以前すぐ近くにある銀河ホールでイベントあった場合には駐車場として利用できた部分も全て公園になりました。例えば消防出初め式のときなどの会場になった部分なのですけれども、駐車場全てなくなうことによって、銀河ホールでイベントあった場合、駐車場に困っている方も非常に見受けられると思っているのですけれども、全てあそこを公園にするというのは町からの依頼ということなのでしょうか。それとも、この工事をする中で全てやったほうがいいよねというようなことで、ああいうような設計になったのか。その辺の詳細についてお願いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、上野々の整備につきましては、現在ご確認いただいているとおり、緑地の部分もございますし、アスファルト舗装の駐車場というような部分も設けたということでございます。やはり当初からも、そういう大きなイベント、行事の際に駐車場というようなところを考えなければいけないというのがありますて、考え方をいたしましては、緑地の部分というのはそういう大きいイベント等があった場合は乗り入れられるような野芝というような形で整備をしたという考え方でございます。ただ、今の段階ではまだ定着がしておりませんので、乗り入れというのは今のところは行ってはいないという部分はございます。

また、駐車場については、ちょっとそこだけではなく全体的な課題というふうに思っておりますて、今いかに確保しなければならないかというようなところで、その周辺の方々のスペー

スの協力をいただけるような形が取れるものかですとか、あとは周知の方法で駐車場間を送迎するような形の方法に切り替えなければいけないのかとか、そういうふうな検討状況ではございます。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 今課長から、野芝なので車乗り入れてもいいというふうに解釈したのですけれども、例えばイベントのときに駐車係の方がいて、入っていいですよと誘導されれば、当然町民は利用すると思うのですけれども、そういう誘導なければ、行かれた方はなかなか利用できないし、実際利用した方も、見ていないのですけれども、これからはイベントによっては野芝のところにも車を入れるようなことを考えているということなのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、野芝が定着するまでの間は、乗り入れはできないというふうに考えておりますし、イベントのたびに常にあそこに入るというような形というか、大きなイベントというようなところで必要性を考えながら、必要になったら誘導するような形を取るものになると思います。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 分かりました。

あと、6年度中の事業だったのかもしれないのですけれども、今建物ありますね、銀河ホールの手前に。その手前に駐車場も整備されたのですけれども、6年度中、3月前の降雪期は利用できなかったのですけれども、あれはまだ工事完了していないということで、駐車場としては利用できなかったのか。冬の間、今年の冬の1月、2月、3月あたり、あそこの駐車場が利用できなかったというふうに記憶しているのですが、それは工事完了していないということで。それとも、冬の間は基本的に除雪しないので、

あそこは駐車場としては今後も利用できないということなのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

冬期につきましては、除雪はしないというふうな考え方であります。ただ、管理につきまして、今文化施設の附帯施設というような位置づけで教育委員会のほうに移管されているということですから、まずそういうふうな何かしらの必要性というものを判断して対応する形になると思います。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 先ほどの私の質問に続いて、観光協会助成事業に関してです。決算附属資料の実施状況に沿って質問しますと、Ⅱの2、景観を生かしたビューポイント整備となっていますけれども、こちらの実施状況と今後どういった動きが起こるかということを教えてください。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから、景観を生かしたビューポイント整備の実施状況についてということでお答えさせていただきます。

令和6年度は、かわまちづくりと連携した錦秋湖周辺のビューポイント調査のほうを協会主催で実施しました。そちらのほうで、ビューポイントをSNSによる情報発信につなげていったところです。

また、町外写真展というのを観光協会では実施しております、そちらの中で開催したところから西和賀町に観光にいらっしゃるというふうな効果もあったというふうなところで、こちらにつきましては西和賀町の認知度というのをどんどん向上させていく取組の一つなのかなというふうに思いますので、そちらを活用し、今後も観光入り込み客数の増加を図っていかなければなというふうに考えております。

委員長 唐仁原委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。

同じく助成事業の中で、今度はⅢですけれども、観光振興に係る人材課題の対策ということで、観光振興計画の中でも人材確保が課題とされていますけれども、この対策として具体的に進んだかということをお聞かせください。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 では、Ⅲ番の観光振興に係る人材課題の対策というふうなところです。唐仁原委員おっしゃるとおり、高齢化の進む当町にとりまして、いわゆる人材対策というふうなところは大きな課題になっているというふうにこちらも捉えております。その中でも、やはり後継者対策というのがなかなか大きなものかなというふうに考えております。こちらのほうでは、いわゆる家族等による後継ぎというふうなものだけではなくて、事業承継などの制度を活用しながら、観光協会や、あとは商工会、そちらの関連団体とも連携しながら無料相談等を実施しているところです。

また、それ以外にも人材育成というふうなところで、秀衡街道や登山ガイドの会など、連携したガイドの育成というふうな部分であったり、あとはインバウンド対策、こちら旅館等にもなるかもしれません、講習会を実施しまして、いわゆる協会員の知識やスキルの向上というような人材育成というふうな部分で対策を講じているところでございます。

委員長 唐仁原委員。

6番 今お答えいただいた中で、事業承継の話が出てきましたけれども、事業承継といったときに、先ほどだと関連機関とも連携してという話だったかと思いますが、広くこういうことをやっているのですけれども、誰か興味はありませんかと募るのもまた大事なのかなと思っていまして、そういう費用というものが今のところは予算とかには出てきていないのかなというふうに考えているのですが、今後取り組む予定があるのか、それとも何かもう既に行われているかというのをお聞かせください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、事業承継につきましては、相談会というような形で、商工会と連携しながら取り組んでいるという部分がございます。

また、これは6年度の決算という話でもないのですけれども、いずれ事業承継につきましては事業者さんからの意識調査というような部分で、やっぱりより深く入り込みながら、どういう状況かというのを確認したいということで進めたいというふうに今、ここは観光協会、商工会とここも一緒になりながらやっていこうというふうに考えている部分でございます。

その上で、これまで実際、例えば地域おこし協力隊というような形で事業承継、あくまでも例えればですが、旅館業で後継者がいなくて誰かにお願いしたいといった場合に、そういうような形で何年間か一緒に修行というような形をしてもらいたいというような考え方もしたことがございますが、まだそこまでそういうふうな需要というか要望がなかったというようなところから現在に至っている状況でございます。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 今お尋ねした内容については理解しました。ありがとうございます。

引き続き観光協会助成事業ですけれども、Ⅲの2のところで、観光事業や業務の外部委託ということが挙げられていまして、私もこれは適切にどんどん協力してもらったほうがいいだろうなと思っていますけれども、こちらの実施状況、それから今後どうなっていきそうか、見通しをお願いします。

委員長 高橋課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから、観光事業や業務の外部委託の実施状況ということでお答えさせていただきます。

観光協会のほうに確認しましたところ、人員不足等による業務削減を目的とした外部団体へ

の委託検討については、令和6年度は未実施だったというふうに確認しております。しかしながら、旅行商品の造成や、あとは町外の観光団体等の連携など、いわゆる専門知識を有する部分というふうなところで、こちらは観光プロデュース業務を委託しているということで、これは町内の事業者さんに委託しているということでした。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。観光協会の助成事業に関しては以上で、同じページでまた別の質問に移っていいですか。

委員長 はい。

6番 それでは、観光費臨時事業として、附属資料のほうだと113ページ、それから115ページに載っていますけれども、錦秋湖マラソン、それから錦秋湖湖水まつり、あと雪あかり in にしづかなどのイベントに対する事業補助金をそれぞれ出したということで、これらのイベントは実行主体が実行委員会であって、町とはまた別かとは思いますけれども、先ほど高橋宏委員のほうで駐車場の話が出ましたが、これらのイベントで旧川尻小学校のグラウンドなどを駐車場として利用しているかと思います。

駐車場の問題、いろんな考え方があると思いますけれども、かなりの数の人が町外から来てくれて、公共交通機関も利用されているという意味でも、イベントに補助金出していくことは重要なと思っておりますけれども、以前も話したことがあるのですが、駐車場料金取っていいのではないかと思っております。町として、そこを町営の駐車場として団体が使うときにお金を徴収するとか、いろいろな形があると思いますけれども、そういった検討というのはこれまでされていないでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

駐車場の料金を徴収するという検討につきま

しては、正直なところ検討はしていないというところでございます。どちらかというと、本当に今は確保のほうにしか頭が回らないというか、力を注いでいかなければならぬというような部分がございまして、例えばですけれども、その駐車場を料金を徴収しながらという形になりますと、やはり徴収するだけの整備というような部分が必要かなというところは少し考えます。川尻小学校とかですと、やっぱり前日雨が降ると大変な状況になつたりして、本当にそこら辺もサービスがちょっと低下してしまって申し訳ないなというふうなところを考えている部分がございます。

また、場所にもよりますが、駅前とかに有料の駐車場を設けるというようなところを考えても、今、例えば駅前だけでもないのですけれども、西和賀フェアという特産品を活用した、料理に山菜を入れて提供するような取組ですか、あと新そばまつりというのもよくやられますが、そういうところで町への入り込み客数は結構な人たちが来ていて、駅前も非常に混雑しているという部分がありますので、そういうところで料金的なものを取る、こういうふうな仕組み、手続等によってより混雑が進んでしまうのではないかとか、そういうふうなことも私的には考える部分がございます。

ただ、いずれそういうふうな貴重な財源確保というような面からしても、そういう部分も可能性については考えながらというふうに思います。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 ありがとうございます。駐車場とかのことに関しては、また今後一般質問で改めて聞くことがあるかと思いますので、よろしくお願ひします。

そうしましたら、同じページ、観光費臨時事業で、これも附属資料だと112ページになっていますけれども、西和賀町宿泊助成事業補助金

ということで、3団体の利用があったということでした。どういった団体がどういった目的で来られて利用されたかということと、訴求したときにさらに利用が見込めそうかということについて伺います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

西和賀町の宿泊助成事業補助金ですけれども、令和6年度の利用実績につきましては、水泳の団体、高校ですとかクラブですとか、そういうような形で3団体利用されております。この事業につきましては、3泊以上で延べ人数40人以上というような部分で上限30万というようなことで、観光商工課が所管している補助金ということですから、旅館のほうに補助金を交付するような形のものになっております。

毎年旅館温泉組合の総会などもございまして、その際にこの事業について説明を申し上げまして、旅館のほうとの関わりの中で、様々な団体の合宿的な部分でぜひご利用くださいというような説明はしているところでございますが、今のところは、ここ数年は水泳というような形、湯本の施設が整っているという部分もあると思いますが、利用にとどまっているという部分はございます。今後いろいろどんどん使っていただけるということは期待している部分でございます。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 これ事業の目的としては、スポーツとか文化芸術活動等に係る合宿などを含む体験型観光に寄与するためというふうになっていますけれども、例えばですけれども、先ほど観光協会に関連する事業の中で、首都圏の学生に来てもらつてモニターツアー的なことをしたとかという話がありますが、そういうふうに学生とかが実地体験というか、フィールドワーク的なこととかで使うというときにもこの同じ枠で対応はできるのですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

対象要件といたしましては、先ほど私が説明した部分で、3泊以上で延べ40人というような部分を満たせるのであれば対象とするということになります。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 私としては、合宿利用みたいな形態というのは、特にうちの町みたいなところは非常に伸びる余地があるのでないかなというふうに思っての質問なのですけれども、今後もこれを活用して、こういうことができますよみたいなところをPRしていってもらいたいなと思っているのですが、具体的にどうこうするというところまではあんまりまだ検討が進んでいないという理解でいいのですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

特にスポーツ団体とか何団体にこだわってという部分はございませんので、対象要件を満たしていただければ補助をするというような形を取っておりますので、PRが足りないという部分があれば、よりそういう要件についてをPRしてというふうに考えます。担当課といたしましては、旅館の閑散期対応というような部分の事業というふうに捉えておりますので、まず要件さえ満たしていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第5号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

観光商工課長より決算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは続きまして、温泉事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和6年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算書により説明いたします。

まず、歳出についてですが、令和6年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算書273ページ、274ページをお開きください。1款温泉事業費、1項1目温泉施設管理費は、各温泉施設の管理費となります。10節需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの電気料となります。修繕料は、決算附属資料120ページにもございますが、高額な支出といたしましては沢内バーデン源泉ポンプ交換修繕、砂ゆっこ女子砂風呂源泉配管破損修繕、丑の湯給水管漏水修繕などとなっております。11節役務費は、ほっとゆだのWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費と、温泉施設の建物共済保険料です。12節委託料は、各施設の指定管理料などや、砂ゆっこ源泉と真昼温泉源泉のコンプレッサー保守管理業務委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、温泉会館敷ほっとゆだの土地借上料や下水道施設敷借上料となっております。14節工事請負費は、砂ゆっこ老朽箇所修繕工事となります。17節備品購入費は、源泉揚湯用予備ポンプの購入となります。24節積立金は、歳入の説明の際に説明させていただきます。27節繰出金は、温泉開発事業補助金として一般会計への繰り出しとなります。

2款公債費ですが、1項1目22節償還金、利子及び割引料は、不足の場合に借り入れする地方債があった場合の現年から必要となる地方債利子として予算計上したものであり、令和6年度

は借入れがなかったため支出がなかったものでございます。

3款予備費につきましても支出がございませんでしたので、歳出については説明は以上となります。

続きまして、歳入ですが、269ページ、270ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節温泉使用料は、西和賀町温泉条例により算定した悠々館とかたくりの園の温泉使用料収入となります。また、2節温泉施設使用料は、真昼温泉、丑の湯の入浴料、各施設の行政財産、自動販売機設置費等の使用料収入となります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ですが、温泉開発整備基金の利子収入で、先ほど歳出でお話しさせていただいた24節積立金として同額を同基金に積み立てております。

3款繰入金の1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金として、一般会計から繰入れを行っております。

2項基金繰入金、1目1節温泉開発整備基金繰入金は、温泉開発整備事業補助金の財源とするため、基金から温泉事業特別会計に繰り入れております。

4款繰越金ですけれども、1項1目繰越金、前年度繰越金となります。

5款諸収入、271ページ、272ページをお開きいただきますが、2項1目雑入ですが、ほっとゆだとJR駅舎の共有施設の供用費収入と自動販売機電気使用料収入であります。

以上で観光商工課温泉事業特別会計の概要について説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

唐仁原委員。

6番 決算書だと274ページの真ん中ですけれども、ほっとゆだの休憩室照明LED化工事ということで、この工事自体は今後も使っていく上で必要な工事だと思いますが、休憩室の利用というのがどの程度かというのを把握しておられるでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ほっとゆだ駅の休憩室の利用者数ですけれども、平日では1日7人から10人、祝祭日では約20人が利用しているということでございます。平成23年度以前は1日平均4.5人というようなデータがございますので、増えている部分はございます。

以上です。

委員長 唐仁原委員。

6番 昨年度であれば、駅周辺で北上線の100周年に関する事業であるとか、あとは今年度に入ってからだとビアフェスであったり、あるいは銀河ホールのほうでウッドライフフェスが開催されたりなどあったかと思います。基本的にはほっとゆだというか、温泉に付随する施設だと思いますけれども、そういったイベントで来られている方とともに、もっと積極的に取り組んでいけば、よりにぎわうのではないかと思うのですけれども、そういった検討というのはされているでしょうか。指定管理先があるので、そちらの考え方もあるでしょうけれども、町として何か検討されているか、お願いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

休憩室という部分での利用の話になりますと、こちらについては、ほっとゆだの温泉施設を利用した方が利用するというような部分というふうに考えています。例えばこれを開放してというような形になりますと、いろいろ事前に様々な周知とか、そういうふうな発信というものが必要にはなってくるというふうに捉えますが、まずは基本温泉施設の利用者が利用しているも

のというふうに考へてゐるところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第5号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

明日、9月9日午前9時30分から町民課の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時34分 散 会